

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
965	令和3年7月20日	令和3年8月18日	建設キャリアアップシステムの個人情報等の公開の是正	建設職人にかかるキャリアを第三者機関が中立の立場で示すものとして(一社)建設業振興基金が登録管理していますが、個々の職人を同定するために複数の個人情報の提出を求め、その内容が誰にでも公開される仕組みになっています。これではなりません。できるだけ個人情報の垂れ流しになるのですが、関与官庁が国交省・厚労省・総務省にまたがるためどこも自管管轄ではないと主張するため、同法人への早急な監督是正を行っていただかないと閲覧個人情報を利用した犯罪を惹起してしまいます。	ここに登録される建設職人に関しては、氏名、生年月日や住所はおろか、雇用保険被保険者証、年金手帳、マイナンバーカード、健康保険被保険者証、国籍、在留カード、学歴、保有資格、職歴、退職金共済、収入といった個人情報を示す書類の写しを提出させ、こうした資料を第三者が自由に閲覧できる仕組みです。たしかに、建設職人のキャリアや技能はなかなか客観的に把握し難いものではありませんが、だからといって、こうした個人情報を何等の制限なく誰でも閲覧できることは許されるべきではありません。 建設業の重層就労構造において、元請やゼネコンが下請業者がこのシステムに加入することを求めています。客観的な能力を示すことができ、教育計画を立てるのにはよいのですが、だからといってこれだけの情報を垂れ流し状態にすることは許されません。下請業者やその従業員は受注するためには拒否できません。また、これだけの情報が垂れ流されることによって当該職人のなりすましによる犯罪も可能になります。個人情報と紐づける範囲は最低限とし、閲覧できる対象と内容の範囲を限定するよう是正指導を求めます。 同法人がこうしたシステムの運用に関する情報保護が不十分であることへの指摘を無視し続けています。現在この団体の所管は国交省ですが、提出を求めるデータは厚労省所管、個人情報保護は総務省所管なので、この三省のどこもが自省の管轄ではないと主張し野放し状態です。 たて割りであることを巧みに利用し個人情報をながしに扱っている同法人に対して、早急に是正指導が必要です。	個人	国土交通省	建設キャリアアップシステムにおいて登録された技能者情報は、システム外の第三者が閲覧・利用できるものではありません。 指摘いただいた内容のうち、新規登録時に必須となるのは、技能者登録の場合:本人確認書類(運転免許証・マイナンバーカード・在留カード等) 事業者登録の場合:事業主体の存在証明(建設業許可証明書・事業税確定申告書・個人事業開業届等) です。それ以外の健康保険加入有無、雇用保険加入有無、年金保険加入有無、学歴、資格情報等については任意入力項目となっています。 提出書類については本人確認/事業者存在確認/制度加入確認/資格等の所有確認のために利用しておりますが、これらは審査のみに利用されるため、第三者向け画面に提出証憑を表示している等の事実はありません。 なお、登録いただいた情報の一部は施工体制台帳等の画面・帳票を通じて、当該現場の元請等事業者に対して例外的に開示されますが、これらは仮にCCUSIに加入していない場合でも、現場入場の際に開示が必要となる項目です。 また、資格情報など任意項目については本人意思により開示を行うこともできますが、当該項目は初期設定では非開示となっています。	なし	事実誤認	制度の現状欄に記載のとおりです。	
966	令和3年7月20日	令和3年8月18日	調達ルールの一化	省庁や機関によって調達ルールが違うことが往々にしてあると思いますが、統一したルール(又は大原則)があると、応札する民間企業も、事務処理を行う省庁にとっても楽になると思います。	提案理由: 調達ルールやプロセスが複雑であるため(独特なルールや・経験がないと解釈が難しい用語・どれが重要な項目かわかりづらいウェブサイト等々)、官民双方でその理解に膨大な時間が費とコストが費やされています。働き方改革の側面からも、国の競争力の観点からも相当な無駄に思われます。 まずは、ウェブサイト上で調達プロセスの何が重要かをわかりやすくしてください。文章をリンクに張り付ければ終わりの文化は辞めてください。どこに重要な内容が記載されているか不明です。ウェブサイトにはUXデザイナーを起用することから始めてください。(色使い・省庁によっては一太郎を使っているところもあるので、ワードを使ってください)。目次にはハイパーリンクを付けてください。 わかりやすさの観点から、例えば以下のイギリス政府による調達ガイドライン(Green, Blue Book)とそのウェブサイトを参考にしてください。国の調達プロセス・方向性が明確で、Green Book, Blue Bookなど、馴染みやすい用語でUXが考えられています。社会的割引率等の考え方も明確に示されており、日本政府によくある曖昧さがありません。 https://www.gov.uk/government/publications/the-green-book-appraisal-and-evaluation-in-central-government	個人	財務省	会計法や予算決算及び会計令といった会計法令においては、契約の方法(会計法第29条の3)、入札の原則(同法第29条の5)や契約書の作成(同法第29条の8)等の国の機関における調達ルールについて定められています。	会計法(昭和22年法律第35号)第29条の3、第29条の5、第29条の8等	対応不可	会計法や予算決算及び会計令といった会計法令においては、契約の方法(会計法第29条の3)、入札の原則(同法第29条の5)や契約書の作成(同法第29条の8)等の国の機関における調達ルールについて定められています。 一方で、国が締結する契約については、その性質・目的は多種多様であり、例えば同様の製品を調達する場合であっても、調達するものを踏まえて、契約担当官等がそれぞれ、一般競争参加者の資格等の調達ルールの細部を定める必要があります。 そのため、調達ルールの細部に省庁ごとに若干の差異があることはやむを得ないものと考えております。	
967	令和3年7月20日	令和3年8月18日	育児休業給付はダウンロードではダメで、複写式用紙で申請してください、では困ります	女性の妊娠から出産を経て育児するのは、連続した事象で、妊娠したら母子手帳、出産予定日前後の産前産後休業、その後の育児休暇と同じような手続きをしなければなりません。社会保険庁と職業安定所で担当が異なっているため、これを改め、子供子育て支援庁を置き、手続きだけでも一本化した簡潔な仕組みにしてほしい。	当会社の職員の育児休業給付金をダウンロードで入手した様式で申請したら、3枚複写のB4様式で提出してくださいということで、戻されました。確かに2枚目に本人が支給された賞金の記載が正しいかを確認する押印またはサインが求められていますが、これらの手続きをネット上で完結できるようにしてほしい。 たとえば次の通りです。 母子手帳を発行した時に、その子の特定できる番号を付与する。その番号を付けて、育児休業給付の申請書をダウンロードしたものをメールに添付して申請する。このとき番号さえあれば追加データだけ記入すればよく、簡潔にする。本人の確認手続きは、その人にこのデータを閲覧させて、ネット上で承認手続きをする。 効果 手続きが工程管理になり、前工程の信頼性が上がり、確認手続きが不要になり、申請する側も簡単になる。書面の保管、整理、検索が不要になり、双方コスト減になる。手続きが漏れている人の検索も容易にでき、申請主義ではない、行政側からする子育て支援にも役立つことができる。	個人	厚生労働省	育児休業給付金は休業開始時賃月額証明書も含めて電子申請にて申請可能です。その場合、電子署名をしていただくこととなりますが、押印は不要です。なお、GビズIDをお持ちの場合、電子署名も省略できます。	雇用保険法第61条の7第1項、雇用保険法施行規則第101条の30第5項	対応	制度の現状欄に記載のとおりです。	
968	令和3年7月20日	令和3年8月18日	公務員の副業禁止の緩和	公務員でも、まだまだ働きたい、収入を増やしたい、自分の能力や経験を別の分野で生かしたいと思っている人は多くいると思います。 生産人口の減少する昨今、公務員の副業禁止の緩和について検討願えないでしょうか。例えば1日二時間計算で5日×四週で月20時間ぐらいの就業証明ができる業種からの副業ぐらいでスタート出来ませんか。 公務員も、まだまだ働く余力があります。 コンビニバイトや、スーパーの朝の仕出しなどでやりたいです。 また、例えば任意団体活動などでも、ある程度手当のでる職もやることができます。 これからの人口推計の中で生産と消費を維持するための、副業規制の緩和のご検討をよろしくお願いいたします。	地方公務員の大卒初任給で家族を養っていくことを考えても、地元にも親がいる家庭ならともかく、アパートを借り、交通の足の乗用車を維持し、我が家は子供は一人に限界です。 例えば私が朝の仕出しアルバイトで、2h/day仕事できれば、時給¥900としても20日で¥36000世帯収入増えます。いきなりすべて緩和できなくても、規制を徐々に緩和できたら夢が広がります。 私は地方公務員ですが、定年退職したら、小さな料理屋をやりたいと思っています。そのときに、例えばアルバイトでも経験を積んでおけば、再就職としての独立の選択肢も増やすことができます。 また、公務員も民間での仕事への取り組み方が、行政サービスに反映できる機会や、人脈も増えると思います。 働けるのに働かない人が多くなる一方、働けるのに働かせてもらえない人もいるのが現実です。 日本の生産人口の減少に対して、公務員がまず率先して副業の規制緩和を考え、日本の仕事の価値観と、経験の幅を持ったやる気のある人材の底上げのため、是非ご検討下さい。 まだまだやれる、という公務員は多いはずで。緩和と言ってもまずは市民サービスが第一なので最初は規制が多くて良いと思います。 昨今のマイナス人勤の補填先としても、緩和していただけると喜ぶ人間は多いと思います。 よろしくお願ひします。	個人	内閣官房人事院総務省	番号472の回答を参照してください。				

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
971	令和3年8月6日	令和3年9月10日	国民健康保険等の期割時期統一	住民税課税時期と同一の6月期割開始ではなく、7月期割開始全国統一をご提案します。 私の自治体では、6月期割開始となっております。1月以降の転入者の前住所地税情報照会が紙での照会を取らざるえない状況です。 マイナンバーでの情報連携を活用するために、7月期割開始に国による通知で全国統一	お恥ずかしい話役所の悪しき習慣は国の通知が無ければ変化しません。 また、非常に便利なマイナンバーによる情報連携も持ち腐れている状況です。	個人	厚生労働省	国民健康保険料の賦課に関する事項については、国民健康保険法では市町村の定める条例によることとしております。	国民健康保険法第81条	対応不可	制度の現状欄に記載のとおり、国民健康保険法の規定に基づき、各市町村においては、それぞれ地域の実情を勘案して保険料の賦課の時期を決定しているものと承知しているところであり、保険料賦課を全国一律の時期に行うことは、地方分権の趣旨に反するものと考えております。	
972	令和3年8月6日	令和3年9月10日	所得税の確定申告書発送者一覧に係る市区町村への提供の電子化について	所得税の確定申告書発送者一覧情報の提供を市区町村が受ける場合に、現状では管轄税務署から紙媒体での発送者一覧の提供しか受けられないものを電子化する	・所得税の確定申告書については、e-Taxなど電子申告化が推進されているが、納税者からの送付希望などにより発送している件数が一定程度ある ・所得税の確定申告を行う者については、原則として市区町村の住民税申告書を提出する必要がないため、住民税申告書の送付対象から所得税の確定申告書発送者を省く処理をする市区町村もある ・しかし現状では市区町村は管轄税務署から紙媒体での発送者一覧の提供しか受けられないため、上記処理上、紙媒体から改めて電算入力するなどの事務負担が生じている ・各管轄税務署と市区町村の間では国税連携システムが存在し、オンラインの下地はあるのだから、確定申告書発送者一覧情報の提供についても電子化により、市区町村の上記事務負担が軽減することが見込まれる ・納税者にとっても、国税の確定申告書と地方税の住民税申告書の2つが届く事態がなくなり、混乱せずサービス向上となる	個人	財務省 総務省	税務署においては、納税者利便の観点から、各税務署管内の納税者のうち所得税の確定申告を書面により行うことが見込まれる個人の方に対して、予め申告書様式や申告書作成の手引き等を発送しています。 税務署から申告書様式等を送付した者に記載した一覧表については、国税庁と総務省との間で税務行政運営上の協力を図るために締結された了解事項に基づいて、各税務署が管内地方公共団体に対して閲覧に供するとともに必要に応じて書面により提供しています。	昭和41年11月28日付直所3-45「所得税の確定申告書を提供した者について個人事業税および個人住民税の申告を要しないこととされたことに伴う国と地方公共団体との税務行政運営上の協力について」(事務運営指針)	検討を予定	今般いただいた提案の発送者一覧の提供に関しては、地方公共団体における事務負担の軽減を図りつつ、地方公共団体及び国税当局双方の費用負担抑制の観点から、従来の紙媒体による閲覧・提供に代えて電子媒体による提供とするなどといった方法を検討していきたいと考えています。 なお、地方公共団体と国税との連携システムを活用することに関しては、当該システムの改修・維持にかかる費用負担とこれにより得られる効果とを十分に勘案した上で慎重に対応を検討する必要があると考えています。	
973	令和3年8月6日	令和3年9月10日	国税の申告と地方税の申告	国税は、納付要の金額、野附須美の金額等、Etaxで参照できるのに、地方税のELTAXでは、電子納付したものしか見れず、しかも3ヶ月のみです。	システムで情報を管理しているのであれば、公開すべき。 そのためのシステムのはず。 必要な場合は、各都道府県に状況を電話で確認し中ればならず、非効率。	個人	総務省	eLTAXの共通納税システムにより電子納付された金額等の各種情報については、納付先の各地方団体に送付されるとともに、「納付結果通知」として利用者のメッセージボックスに登録され、120日間参照が可能となっています。 その他、各地方団体に直接納付された金額については、各地方団体において管理されており、eLTAXでは情報を管理していません。 また、納付すべき税額については、利用者に直接入力いただいているところです。	地方税法第747条の5の2 地方税法施行令第57条の5第2項	検討を予定	ご提案いただきました内容につきましては、eLTAXを運営・管理する地方税共同機構にも共有するとともに、納税側・課税側双方の意見も踏まえて検討し、納税者の利便性向上に取り組んでまいります。	
974	令和3年8月6日	令和3年9月10日	法人税の申告	FSIについて、なぜPDFでの添付が電子申告で認められないのか？理解不能です。FSのPDF添付を電子申告で認めるようお願いします。	そのためだけに別途郵送とか、非効率的。 PDF化を認めるべき。	個人	財務省	電子申告に当たり、「財務諸表」など、電子データにより提出が可能な確定申告書の添付書類は、法令上、イメージデータ(PDF形式)により提出できる対象とはなっていません。	国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第5条 平成三十年国税庁告示第十四号	その他	経済社会のICT化等を踏まえ、税務手続においても、ICTの活用を推進し、利便性の高い納税環境を整備するとともに、データの円滑な利用を進めることにより、社会全体のコスト削減を図ることが重要であるという観点から、国税庁としては、申告データの円滑な電子提出のための環境整備として、データ形式の柔軟化等に取り組んでいます。 電子申告に当たり、「財務諸表」などの電子データにより提出が可能な確定申告書の添付書類については、イメージデータ(PDF形式)により提出できる対象とはなっていませんが、「財務諸表」については、令和2年4月以後、従来のデータ形式(XBRL形式)に加え、CSV形式による提出も可能とするなど、申告データの円滑な電子提出のための環境整備を図っています。	
975	令和3年8月6日	令和3年9月10日	外務省における結婚時の手続きについて	結婚した際に必要な改姓、住所変更等の手続きのための定型書式を一つの場所にまとめておき、それがわかるように案内をすること	1 人事課、会計課、福利厚生室にバラバラに書類を提出する必要があり、共有もされない。 2 何を提出するかも担当者に問い合わせないと不明であり、所属の庶務担当が経験豊かでないと手続きがスムーズに進まない。 以上の点は改姓をする女性の負担が多く、担当者が男性の場合不便であることも認識していない。また、各課間の連携も無いため改善が見込めない。	個人	外務省	婚姻に際する省内手続きを扱う部署が複数に跨がり、必要な手続きについてそれぞれの部署でご案内しています。	なし	検討に着手	人事課、会計課、福利厚生室において、婚姻に際する省内手続きの一覧表を作成し、速やかにホームページ若しくはポータルサイト上にご案内できるよう検討しています。	
976	令和3年8月6日	令和3年9月10日	外国人技能実習生 入管行政	技能実習生の入国について外国人技能実習機構に実習計画の認定を受け地方出入国在留管理局での在留資格認定書の交付により入国をしています。 最長5年間の在留の間毎年「計画認定」「資格の交付・更新」を繰り返しています。 二重行政の感があります。	外国人技能実習機構に実習計画の申請・認定に普通約60日 地方出入国在留管理局での在留資格の申請・認定に約40日 合計約100日程度かかっています。 【従前は】 地方出入国在留管理局での在留資格の申請・認定だけで済ませられ45日~60日にて決定がありました。 【現在は】 法施行前の説明では計画認定に45日、入管局の審査に15日合計60日程度と説明がありました。が、合計90から100日必要です。二重行政の感があります。 外国人の活用、国際親善、受入企業の負担軽減(一人当たり機構に20枚程度の申請書類・入管には同様20枚程度の申請書類)であることから。 【提案】 外国人技能実習機構の機能は 出入国在留管理局の傘下にて管理したほうが合理的と考えます。	個人	法務省 厚生労働省	技能実習制度では、技能等の適正な修得等を確保するため、実習の段階に応じ、実習生ごとに技能実習の目標、内容、期間等を記載する技能実習計画を認定制としており、技能実習法に基づき認定された外国人技能実習機構が認定事務を行っています。 出入国管理及び難民認定法の関係法令上、外国人が行おうとする活動が、技能実習法の規定に基づき認定された技能実習計画に基づき技能等を要する業務等に従事するものであることが在留資格「技能実習」の要件の一つとされており、地方出入国在留管理局において申請に基づき審査事務を行っています。	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成28年法律第89号)	対応不可、一部事実誤認	また、出入国在留管理庁においては、外国人の出入国及び在留の公正な管理を図る等の立場から技能実習を含む外国人の入国・在留管理等を担っています。 したがって、御提案のように外国人技能実習機構の機能を出入国在留管理庁のみで担うことは困難です。 なお、技能実習計画の認定は、第1号から第2号への移行時など実習の段階に応じて必要となりますが、「最長5年間の在留の間毎年」行うものではありません。 各審査については、標準的な期間内に処理ができるよう努めてまいります。	
977	令和3年8月6日	令和3年9月10日	閣議請議のオンライン化	河野大臣には青榨を廃止していただき、ありがたいが、本丸の閣議請議オンライン化に着手していただきたい。 (そもそも公印も廃止されている)省庁はそれぞれ、電子署名を付すことができることから、認証上も問題なく、共通掲示板等を用いれば実現は容易である。 請議までに、共通掲示板にアップロードし、内閣総務官室が責任を持って印字等すれば良い。(そもそも印字することはデジタル化に反するが。)	閣議請議のための資料の持ち込みは国家公務員の業務を著しく阻害している。数種類ある資料を100部近く印字し、霞が関の内閣総務官室まで持ち込まなければならないのだから、時間も労力も割かれる。 閣議もタブレット(閣議資料が入っていれば良く、必ずしもインターネットに接続している必要もない)で行えば、そもそも印字の必要もない。 これらを考えれば、閣議請議をオンライン化し国家公務員の業務を効率化することで、国民のための施策の検討時間を確保する方が国民のために働く内閣の実現につながるのではないかと。	個人	内閣官房	令和2年12月8日閣議分より、閣議の事前配布資料の電子化が実現済みです。	なし	対応	制度の現状欄に記載のとおりです。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考	
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要		
978	令和3年8月6日	令和3年9月10日	不妊治療に係る特別休暇の創設又は拡充について	不妊治療に係る特別休暇の創設又は拡充について、国家公務員から率先して制度創設をし、地方公務員や企業へも制度創設を要請していただきたい。既存の特別休暇の拡充であっても、拡充した旨、広く周知していただきたい。	私は地方公務員で、体外受精等の不妊治療を継続しておりますが、現状は自由診療という側面から病氣休暇の取得は認められず、年次有給休暇の大半を病院に費やしているところ。将来的に不妊治療が続き、年次有給休暇を消費し切った場合、治療中断が難職が、強い不安を抱えています。現在議論されている保険適用への改正により、病氣休暇として認められる可能性はありますが、休暇を取得できるよう、国が率先して制度改革の上、旗を振ることで、時間は要するでしょうが一般企業へも浸透し、不妊治療に対する職場の理解が得られやすく、職員の仕事と治療の両立に関する不安の解消が図られることが期待できます。また、社会全体の意識が変わり、人口減少問題にも寄与すると考えています。ぜひとも、休暇制度について、ご検討をお願いいたします。	個人	人事院 内閣官房 総務省 厚生労働省	【国について】 不妊治療と仕事の両立のために利用できる休暇制度としては、時間単位または1日単位の年次休暇のほか、不妊治療のうち不妊の原因である疾病の治療(例:精管閉塞や子宮内膜症による癒着に対する手術療法)に係る場合等、要件に該当する場合には病氣休暇が利用できます。 【地方公務員について】 地方公務員の勤務時間・休暇等の勤務条件については、国家公務員との間に権衡を失ないように考慮した上で、各地方公共団体において条例で定めることとされております。地方公務員が仕事と不妊治療を両立するために活用できる制度としては、早出遅出勤務やフレックスタイム制などの勤務時間を弾力的に取り扱うことができる制度や年次有給休暇の休暇制度があります。また、不妊治療のうち、不妊の原因である疾病の治療を行う場合等、取得要件に該当する場合には、病氣休暇を利用することが可能です。 【国、地方以外について】 令和3年2月に次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画策定指針を改正し、事業主が策定する行動計画に盛り込むことが望ましい事項として、「不妊治療を受ける労働者に配慮した措置の実施」を追加し、望ましい取組として、休暇制度や両立支援制度の社内周知等を規定しました。 また、令和3年度より、働き方改革推進支援助成金(労働時間短縮・年休促進支援コース)及び両立支援助成金(不妊治療両立支援コース)を創設し、不妊治療と仕事を両立しやすい職場環境整備に取り組む中小企業事業主に対して助成金を支給しています。 さらに、社会的気運の醸成として、事業主向けマニュアル、職場の上司・同僚向けのハンドブックの作成や、事業主・労働者向けシンポジウムのオンライン配信などをこれまで行ってきており、今後は、事業主向けセミナーなどを行うことも予定しています。	【国について】 一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律 第17条、第18条、第23条 人事院規則15—14 第20条、第21条 人事院規則15—15 第3条、第4条 【地方公務員について】 地方公務員法第24条 【国、地方以外について】 次世代育成支援対策推進法第7条第1項 労働者災害補償保険法施行規則第39条 雇用保険法施行規則第116条第1項、第10項	【国について】 国家公務員の不妊治療と仕事の両立を支援するため、令和3年8月の人事院勧告時の報告及び育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出の説明において、不妊治療のための特別休暇(有給)を、令和4年1月1日を目的に新設する旨を表明しており、現在その詳細について検討を進めております。 【地方公務員について】 令和3年8月の「国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出」において、国家公務員への不妊治療のための休暇の新設が盛り込まれたところであり、国家公務員について不妊治療のための休暇が新設される場合、今後、各地方公共団体において不妊治療のための休暇を導入いただけるよう、地方公共団体に対し、必要な助言をしていく予定です。 【国、地方以外について】 職場における不妊治療と仕事の両立に関する理解・関心を深め、各企業において両立支援の取組が進められるよう、今後も、助成金等も活用しつつ、あらゆる機会を通じて周知・啓発を行い、不妊治療と仕事が両立できる職場環境整備を推進していく予定です。	【国について】 国家公務員について 検討に着手 【地方公務員について】 検討に着手 【国、地方以外について】 現行制度下で対応可能		
979	令和3年8月6日	令和3年9月10日	国家公務員の超過勤務時間の制限について	国家公務員の超過勤務時間に制限(上限)が設けられたことにより、サービス残業が横行(あるいは強制)し、本来の目的であるワークライフバランスとはほど遠い現状がある。いまのままでは不法労働を職員に強要しているに過ぎず、早々に超過勤務時間の制限を撤廃すべきです。	ワークライフバランスの名の下に、国家公務員の超過勤務の制限(上限)が原則、月45時間以下、及び年間360時間以下に定められたが、そもそも、業務量は増えることはあっても減ることなど皆無の状況において、一方的に超過勤務時間の制限を設けることは、サービス残業を強いているに過ぎず、不法労働を職員に強要している現状は直ちに解消すべきである。組織の上層部は、国の方針にそって、建前上は制限時間内でしか残業していないように報告しているが、なんの、なんの、全てがウソ、村度のかたまりである。職員はウソの超過勤務時間を報告し連日サービス残業を続けている。このような実態をわかっていながら目をつむっている組織自体すでに腐っているしと言いがたい。国家公務員は消耗品ではない。ワークライフバランスの名の下のサービス残業を止めさせるには業務量を削減する以外に方法はない。そのためには、河野大臣が示されているように、本当に気合いをいれて業務改革を行わずして業務量の削減は不可能である。逆に言えば、これほど頑張っている職員のためには超過勤務時間に制限時間など設けることはナンセンスであり、失礼以外のなにものでもない。想像するに、業務量を削減することはほぼほぼ困難であるので働いた分に見合った報酬を支払うのが雇用主の義務であると考えます。国家公務員のサービス残業の早期解消を求めます。	個人	人事院 内閣官房	国家公務員の超過勤務については、民間労働法制において、いわゆる三六協定で定める時間外労働の上限等が定められたことを踏まえ、平成31年4月から、人事院規則により、超過勤務命令を行うことができる上限を、原則、1箇月について45時間、1年について360時間などと設定しており、大規模災害への対処等の重要な業務であって特に緊急に処理することを要する業務に従事する職員に対しては、上限を超えて超過勤務を命ずることができますが、その場合は、各省各庁の長は、当該超過勤務に係る要因の整理、分析及び検証を行わなければならないこととしています。超過勤務命令は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合に、各省各庁の長が行うものであり、当該命令を受けて、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して超過勤務手当を支給することとなっています。そのため、上限を超えて超過勤務を命じた場合も、その全時間に対して超過勤務手当を支給しなければなりません。また、超過勤務時間の適切な把握のため、課室長等による超過勤務予定の事前確認や、所要見込み時間と異なる場合の課室長等への事後報告を徹底することとしています。なお、「令和3年度における人事管理運営方針」(令和3年3月31日内閣総理大臣決定)においては、長時間労働の要因を分析し、その要因に対応した業務の見直し・効率化や管理職が実施すべきマネジメント行動等の取組を検討・立案し、速やかに実施に移すこととされています。	人事院規則15—14第16条の2の2第1項 一般職の職員の給与に関する法律第16条 超過勤務を命ずるに当たっての留意点について(平成31年職職—22)5	対応不可	職員の健康保持や人材確保の観点等から長時間労働は是正すべきであり、国家公務員の超過勤務命令の上限を撤廃することは適当ではないと考えています。		
980	令和3年8月6日	令和3年12月2日	警察の組織の見直し	警察組織の運営を国で統一してはどうだろうか。また、現在と同じように警察庁を国で運営、各都道府県警察を各都道府県で運営するのであれば、各都道府県に設置している警察の国の機関を県に移管してはどうだろうか。	近年、犯罪が日本の広域に渡って発生しているが、各県警の対応が一律でないように思える。警察庁は、国で運営しているが、各県警は、県で運営しているのが対応の違いを生んでいるのではないかと。であれば、各県の警察も国で運営し、地域による対応の格差を減らして欲しい。また、交通に関しても、各県ごとに、道路規制や信号動作にバラツキがあるとされる。この辺りの違いを減らすためにも、県の運営でなく国の運営を検討して貰いたい。各都道府県に設置している警察の国の機関があるが、一部の部署のみ国で設置しているのは、二重行政になり無駄ではないか。各都道府県の調整や統一の事務を必要とする等の事由ならば、一部の部署のみ国で設置するのでなく、各都道府県の警察業務は国で運営すべきでないか。各都道府県警察の運営を各都道府県で運営する今の体制を維持するのであれば、この組織構成の矛盾と見える二重行政部分を見直し、業務の効率化と組織のスリム化を検討すべきではないか。	個人	警察庁	我が国の警察制度は警察法(昭和29年法律第162号)により規定されているところですが、同法は執行的性格を有する全ての警察事務を都道府県の自治事務とし、都道府県の自治体警察とする一方で、国家的な要請にも応じられるようにするため一定の範囲で国が関与することとする制度を作りました。これは、警察事務が全体として国家的性格と地方的性格の双方をもつものの、個々の事務ごとに明確に区別することが困難であることを踏まえ、警察事務の国家的性格と地方的性格に対応できる組織を目指したものです。	警察法(昭和29年法律第162号)	現行制度下で対応可能	制度の現状欄に記載のとおり、我が国の警察組織の在り方には一定の合理性があると考えられるところ、引き続き、犯罪への対応や交通規制をはじめとする各種警察業務が適切かつ効率的に行われるよう努めるとともに、犯罪情勢の変化に的確に対応するための制度・体制の在り方について検討を続けてまいります。	済	
981	令和3年8月6日	令和3年9月10日	公務員に対する児童手当の支給方法の変更について	児童手当の支給方法については、公務員は所属からの支給となっておりますが、公務員以外の方と同様に住所地の自治体からの支給へと統一していただきたい。	私は一部事務事務組合で児童手当の支給事務を担当しています。公務員に対する児童手当の支給をなぜ所属から行うようになったのかという理由はわかりませんが、私の立場からすると、現在の支給方法は非常に無駄が多いと感じています。公立病院などでは、医師等の職員の異動が頻繁に行われます。異動の度に受給者は、所属と住所地の自治体で異動処理を行わなければならない。それぞれの担当者もその都度対応しなければなりません。住民の所得を簡単に確認できる自治体と違い、一部事務組合は確認に手間がかかることばかりです。今度、主たる生計者の収入ではなく世帯収入で特例給付の判断を行うよう検討がされているようですが、そうなった場合、我々のような一部事務組合では、確認や支給に要する業務がさらに増加することが予想されます。手当額の見直しに合わせて、公務員の区分を撤廃し、全て住所地の自治体からの支給に一本化することで、無駄な業務を減らすことができると考えています。	個人	内閣府	番号202の回答を参照してください。					
982	令和3年8月6日	令和3年9月10日	行政文書の開示請求手続方法の統一	行政文書の開示請求方法を、オンラインでできるように統一すべき。	開示請求の方法が、各省によってバラバラ。オンラインで一貫してできるともあれば、紙でしか申請できないところも。受付先が各省庁に分かれているのも使いづらい。行政機関への開示請求なのだから、統一的に受け付けられるよう、システムを整備すべき。	個人	総務省	番号682の回答を参照してください。					

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
983	令和3年8月6日	令和3年9月10日	厚生労働省の避難所アセスメントシートと災害対策基本法の被災者台帳の一本化について	災害対策基本法第90条の3に基づく被災者台帳があるにも関わらず、厚生労働省は「避難所アセスメントシート」という名で、被災者の状況を収集することを進めています。内閣府と厚生労働省の縦割りを廃し、一本化を提案します。	現状、様々な災害対応に関するシステムが立ち上がっており、入力する立場の人間(市区町村行政職員)の対応が追いついておりません。 各省も、都道府県も、直接握っている現場の情報は、僅かになります。(管理している施設のみの把握) 一本化できれば、二度手間に対応していた市区町村職員の負担が減り、その分、各省、都道府県も、災害対応に時間を要することができます。 特に、「避難所アセスメントシート」については、そもそも、法に記載されている「被災者台帳」との位置づけの違いについて、整理が示されていないこともあり、提案させていただきました。	個人	内閣府 厚生労働省	市町村長は、災害発生時に、被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため、被災者の援護を実施するための基礎となる台帳(被災者台帳)を作成できることとされています。	災害対策基本法第90条の3、90条の4(被災者台帳)	検討を予定	災害対策基本法に規定されている被災者台帳と、厚生労働省が検討している被災者アセスメント調査票との連携については、災害時において防災部門及び医療・保健・福祉関係部門が相互に情報を共有し、都道府県、市町村の災害対応職員が効率的に災害対応を実施できるよう、内閣府(防災担当)と厚生労働省で検討いたします。	
984	令和3年8月6日	令和3年9月10日	独立行政法人、国立大学法人等及び地方独立行政法人専用の監査基準の廃止	独立行政法人、国立大学法人等及び地方独立行政法人専用の監査基準を廃止し、民間企業と同様に企業会計審議会が定める監査基準及び日本公認会計士協会が定める監査基準委員会報告書によることとしていただきたい。	独立行政法人は総務省と財務省の共管、国立大学法人等は文部科学省の所管、地方独立行政法人は総務省の所管であり、それぞれ主務省が独自に監査基準を定めています。 そして、企業会計審議会の監査基準が改正されると、少し遅れて独法監査基準が改正され、さらにそれよりも少し遅れて国大監査基準が改正され、さらにかなり遅れて地方独法の監査基準が改正される慣例があります。 このため、これら公的機関以外の監査基準が改正された場合でも、その内容が公的機関の監査基準に反映されるには、かなりのタイムラグが生じることがあります。例えば、最近では、監査報告書の記載内容で、最も重要な監査意見を最初に記載するという、記載順序に関する改正が行われましたが、その改正は、地方独立行政法人では未適用です。地方独立行政法人の監査基準がいまだに改正されていないためです。これらの省は独自の監査基準を改正するために、審議会的な会合を開催し、委員に謝金を払うほか、事務局として公務員の多大な工数が投入しています。 これは、独法監査基準、国大監査基準、地独監査基準が、それぞれ企業会計審議会の監査基準や他の公的機関の監査基準がなくとも存立し得るように、完全な縦割りになっているためです。しかし、特有の内容はほとんどなく、各省が独自に監査基準を定める必要性は薄いです。企業会計審議会の監査基準と日本公認会計士協会の監査基準委員会報告書に原則として委ねることにも全く支障はありません。 これは典型的な縦割りによる弊害であり、上記提案の実現による無駄や非効率の除去を強く望みます。	個人	総務省 財務省 文部科学省	独立行政法人、国立大学法人等及び地方独立行政法人等(以下「独立行政法人等」といいます。)はそれぞれ、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第39条第1項、国立大学法人法(平成15年法律第112号)第35条及び地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第35条第1項により、会計監査人の監査を受けなければならない、とされています。御提案事項にある「監査基準」について、独立行政法人であれば「独立行政法人に対する会計監査人の監査に係る報告書(令和3年3月26日改訂)(独立行政法人評価制度委員会会計基準等部会及び財政制度等審議会財政制度分科会法制・公会計部会(直近))」、国立大学法人等であれば「国立大学法人に対する会計監査人の監査に係る報告書(令和3年3月30日改訂)(国立大学法人会計基準等検討会議)」、地方独立行政法人であれば「地方独立行政法人に対する会計監査人の監査に係る報告書(平成30年3月30日改訂)(地方独立行政法人会計基準等研究会)」が該当すると思われしますが、これらはそれぞれの設定主体が、企業会計における監査基準の改訂の動向等を踏まえ、改訂をしています。	独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第39条第1項 国立大学法人法(平成15年法律第112号)第35条 地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第35条第1項	対応不可	「独立行政法人に対する会計監査人の監査に係る報告書」、「国立大学法人に対する会計監査人の監査に係る報告書」及び「地方独立行政法人に対する会計監査人の監査に係る報告書」は、企業会計の監査基準を参考にしつつ、独立行政法人等の公共的性格を勘案し、会計監査人の監査における経済性及び効率性等の視点(監査の実施過程において、非効率的な取引等の発見に努める)等を考慮し策定されています。したがって、企業会計審議会の監査基準と日本公認会計士協会の監査基準委員会報告書に原則として委ねることは適当ではなく、独立行政法人等の監査基準を維持すべきであると考えます。	
985	令和3年8月6日	令和3年11月4日	陸運局からの除籍簿原本の返却	父が亡くなったので、父所有の車を売却するために、除籍簿原本を陸運局に送りました。他の手続きでも使用するのので、原本を返却してほしいのですが、証拠書類として数年保管する必要があると言われ原本を返してもらえませんでした。原本を保管しておく必要性がわからないので、返却してほしいです。	保管しておく必要があるのであれば、原本でなく、コピーをとってコピーを保管しておけばすむ話だと思います。遺族は除籍簿原本を他の金融機関との手続きなどで使用するの再び原本を取り寄せるはめになってしまいました。 陸運局で一度原本が提出されているのが確認できれば、保管するのはコピーで何ら問題ないと思います。なぜ保管するのが原本でないといけないのか理解できません。	個人	国土交通省	申請者が登録権利者の相続人等であるときには、自動車登録令(昭和26年政令第256号)第18条第2号の規定に基づき、申請書にその事実を証する戸籍の謄本等を添付して提出しなければならないこととされており、提出された戸籍の謄本等については返却せずに保管する取扱いとしてきました。 しかしながら、戸籍の謄本等は金融機関や登記所等での各種相続手続きにも必要とされる書面であることから、利用者負担軽減のため、申請者が戸籍の謄本等の返却を希望する場合には、原本を確認した上でその写しを保管し、原本については返却することとするよう令和3年3月31日付けで取扱いを見直しております。	自動車登録令(昭和26年政令第256号)第18条第2号	対応	今回のご提案のほかにも、同様のご要望を頂いていたところであり、これを受け、制度の現状欄に記載のとおり、令和3年3月31日付けで取扱いを見直しており、現在は、希望により、戸籍の謄本等は返却することとしております。	
986	令和3年8月6日	令和4年2月28日	自動車免許証の住所変更・更新手続き等に関する提案	現在警察署で実施している自動車免許証の住所変更・更新手続きを住民票を有する役場にて実施する案。 住所変更については、既に役場にて対応しており、このシステムを連動させることで、自動車免許証に関連する事項について対応可能。 更新手続きにおいては、本籍地の記載が必要となるが、先日の更新の際に最も窓口で時間がかかったのは、紙媒体の便覧を用いた担当者による確認手続きであった。これについては、既存の地方自治体の本籍登録システムと連動させれば対応可能。さらに、更新時の講習・身体検査については、ネットを利用した講習や役場担当者による全国統一のビデオ講習での対応、かかりつけ医での身体検査証明で十分可能と史料。	当提案により、免許更新手続きに関する現在の警察署交通係の人員圧縮が可能。また、警察署から任を受けて実施している交通安全協会の対応人員も大幅に削減できる。この点、無駄に人件費を使っているところかと思えない。自動車の性能が向上し、さらには自動運転も近い将来、実現の感がある状況に対して、現在の道路交通法での運用を含め、前時代的な対応は避けるべきである。特に、先日遭遇した速度取り締まりの際には、人通りのない田舎の40キロメートル制限市道を対象に、10名超の警官がネズミ捕りに躍起になっている様を見て、この一部でもコロナ対応として病院の補助に回るべき、あるいは事件解決の対応に人手が足りないのなら、そちらに割くべきで人件費の有効活用とは程遠い、何故問題となりにくい道でネズミ捕りに明け暮れているのか、わが目を疑った。制限速度の設定は、国交省を含め他省庁間で行うのなら、それこそ内閣府主導で実施すべき時期に来ている。この検挙による違反金の取り扱いについても、国に全額徴収されているのか不安。或いは担当部署での使途が認められているとしたら、その使途についての透明性についても当提案に関連して、行革対象となりうる。違法まがいの速度違反取り締まりを含め、警察庁の内部対応状況についても、行政改革の視点で厳格に取り締まるべき。これまで対象とならなかった、警察独自による事業内容については、大鉦を振る時期に来ている。	個人	警察庁	【住所変更等の手続】 運転免許を受けた者が、住所等に変更を生じたときは、市区町村における手続とは別に、その者の住所等を管轄する都道府県公安委員会に届け出て、変更に係る事項の記載を受ける必要があります。 【更新時講習】 免許証の更新を受けようとする者は、その者の住所等を管轄する公安委員会が行う優良運転者、一般運転者又は違反運転者等の区分に応じた講習を受けなければならないこととされています。また、当該講習については、都道府県警察の運転免許センター等で実施されています。 【更新時講習時の身体検査】 現行の運転免許証の更新手続では、視力検査等や講習を受けていただき、新たな運転免許証を交付する必要があるため、運転免許センター等にお越しいただいています。	道路交通法(昭和35年法律第105号)第94条第1項 道路交通法(昭和35年法律第105号)第101条の3 道路交通法(昭和35年法律第105号)第101条第1項、第5項及び第6項 道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)第29条	【住所変更等の手続】 現在、運転免許証の情報をマイナンバーカードのICチップに記録し、両者を一体化する方向性で検討を進めており、一体化したカードを活用して、住所変更等の手続のワンストップ化等を図りたいと考えています。また、本籍変更の手続をワンストップ化することの可否も含めて、システム連携の在り方等の具体的な部分については、現在、関係機関と調整中です。 【更新時講習】 警察庁では、現在優良運転者の更新時講習についてオンライン化に向けた取組を進めています。 【更新時講習時の身体検査】 運転免許証の更新手続においては、多数の申請者の手続を短時間で行う必要がありますが、その中で、各申請者が提出する診断書が、医師が作成した真正な診断書であることを確認するためには一定の時間が必要であり、かえって窓口での円滑な事務遂行に支障を来すおそれがあると認識しており、御提案のような代替措置については慎重な検討を要するものと認識しています。		

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
987	令和3年8月6日	令和3年9月10日	都道府県の福祉事務所廃止、全ての市町村に福祉事務所の設置義務化	現在社会福祉法や生活保護法では、福祉事務所は市(特別区含む)は設置義務化されています。町村については任意設置となっていて、福祉事務所を置かない町村については都道府県が福祉事務所を設置して、管内町村の生活保護や児童扶養手当の業務を行っています。ただし、町村役場にも福祉課はあり介護保険はじめ住民に身近なサービスである福祉は町村役場もやっています。福祉のなかで、市は全て市がやるからワンストップサービスも可能なのに町村は、内容によって都道府県と町村で実施主体が変わるのは非効率でコストが無駄に多くかかります。町村にも福祉事務所を設置させて町村役場で福祉が全部ワンストップできるように改革が必要です。	市役所は生活保護を市でやっているのに、町や村は都道府県の設置する福祉事務所が生活保護を担当するので、町村役場に相談しても「県に確認する」、「生活保護は県の仕事だから県の事務所に行ってください」と言われて時間がかかるし役場からまたバスに乗って福祉事務所まで行かないといけない。これは住民にとって不便です。身近な役所は役場、福祉課もあるのに福祉事務所だけ都道府県の設置というのは二元行政、二重行政、非効率な行政執行です。また、生活保護も町や村が福祉事務所を設置して実施してくれば、介護保険や税金の相談に行った時にその場ですぐに対応してもらえると考えるのが生活保護だけ都道府県がやっている、そうはいかない、役場にも福祉課があるのになぜ生活保護だけやらないのか。生活保護も福祉のはずなのに福祉課がやらないのは変です。役場で全部やってくればワンストップできるのでそれができません。それに福祉のなかで、福祉の第一線を担う機関が福祉事務所の行うものは都道府県でそれ以外は町村がやるというのはコストパフォーマンスが悪くなります。生活保護法を見たら町村役場も福祉事務所を任意設置することができることになっていますが、役場なんて腰が重たいところは強制設置にしないと絶対やらないとおもいます。そこで、生活保護法を改正して全ての市町村に福祉事務所を設置することを必須としてもらい、地元の町村役場で生活保護の実施を含めて全ての住民に身近な福祉がワンストップで迅速に対応してもらるように制度を改めてください。そうすれば本当に生活保護が必要な場合に、生活保護の決定までの期間が1週間は短縮できます。	個人	厚生労働省	社会福祉法第14条において、都道府県は、市及び福祉事務所を設ける町村の区域を除く区域を所管区域とする福祉事務所(以下、「郡部事務所」という。)を、また、市(特別区を含む。)は、その区域を所管区域とする福祉事務所(以下、「市部事務所」という。)を、それぞれ設置しなければならないこととされています。また、町村においても、その区域を所管区域とする福祉事務所(以下、「町村事務所」という。)を設置することができることとされていることから、社会福祉法上、各町村の判断により、その設置が可能となっております。	社会福祉法第14条	対応不可	社会福祉法では、「市町村事務所」の所掌事務や体制等について、 ① 第14条において、生活保護法、児童福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法に定める援護、育成又は更生の措置に関する事務をつかさどることとされていること。 ② 第15条において、福祉事務所の所員のうち、必置とされている、生活保護業務に携わる「指導監督を行う所員」や「現業を行う所員」については、社会福祉主事でない限りはならないこと。 ③ 第16条において、福祉事務所の所員の定数は条例で定めることとされていること。 など規定されています。 一方で、小規模な町村においては、これらの条件を満たした上で、単独で福祉事務所を設置し、適正な業務遂行を確保することが困難な場合もあると考えられることから、これらの町村においては、都道府県が設置する「郡部事務所」により対応することとしているものです。 以上を踏まえると、全ての町村に対し、福祉事務所を設置するよう、統一的な対応を図ることは困難です。	
988	令和3年8月6日	令和3年9月10日	JLODive事業と文化庁の支援事業の重複	コロナ禍で苦境に陥る文化芸術団体やライブハウス等を支援するため、経済産業省が令和2年度1次補正でJLODive事業を実施。文化庁は2次補正で文化芸術団体への継続支援事業を実施。3次補正で経済産業省と文化庁から同様の事業が要望されている状況にあるが、両事業は目的が違うものの、支援対象と支援の内容が同じ。そのため、既存のJLODive事業を担う経済産業省に一本化して執行した方が効率的で、文化庁事業が経済産業省の事業と重複することを避けるような制度的仕組みが必要。	○経済産業省と文化庁事業の重複排除(効果) ・申請者(国民)の負担減(経済産業省と文化庁の2つの省に申請しなければならない状態を解消) ・予算の効率的執行。 ・文化芸術団体等だけ、経済産業省と文化庁の両方から支援を受けられることについて、納税者(国民)の理解を得られない。	個人	経済産業省 文部科学省	令和2年度3次補正予算では、経済産業省において「コンテンツグローバル需要創出促進事業(以下、J-LODive2補助金という)」を、文化庁において「ARTS for the future!(以下、AFFという)」をそれぞれ計上し、執行しております。 これらの事業については、J-LODive2補助金が、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受け、プロモーションの機会を失った公演等に対して、ポストコロナを見据えた収益基盤の強化に資する取組として、公演の実施やその海外向けプロモーションを支援する事業であるのに対して、AFFは、新型コロナウイルスの感染拡大により、文化芸術活動の自粛を余儀なくされた文化芸術団体による、感染対策を十分に実施した上での積極的な公演等を支援するものであり、両者は事業の趣旨・目的が異なるものです。 御懸念の申請者の御負担に関しては、両事業の執行に当たっては、両省が連携し、同じ公演等に対して、J-LODive2とAFFの双方から重複して支援を受けられないような仕組みを構築しているため、趣旨等が合致するいずれかの事業を選択した上で申請を行っていただくことで、御懸念のような御負担は生じないものと考えております。	なし	事実誤認	いただいた御意見をふまえ、引き続き両省で連携しつつ、適切な事業の執行に努めてまいります。	
989	令和3年8月6日	令和3年9月10日	JICAにおけるコンサルタント業務入札における利益相反と独占禁止	JICAにおいてコンサルタント業務を民間コンサルタント会社等へ入札を経て業務委託契約を締結し発注していますが、数年前から本格調査の内容を決める準備調査への応札と、その後に発注される本格調査への両方への応札が可能となり、独占禁止、利益相反の観点から、公共事業として不適切な入札形態ではと考えます。	従前のように、本格調査内容を決める目的で実施される準備調査に相当する調査への応札と本格調査への応札は、どちらか一方にすることにより、公平性並びに独占禁止が担保されます。 1)準備調査及び本格調査の両方とも応札可能である場合は、独占禁止、利益相反に該当すると考えられます。現実的に、準備調査であっても本格調査の受注を意図する大企業が優位に立ち、中小企業が入札可能な準備調査においては応札者の能力とは別に排除されている現状と推察される。 2)これは、準備調査の中で本格調査の内容・仕様を決めるため、その情報をそのまま本格調査の提案書へ反映させることが可能となり、準備調査受注コンサルタントの本格調査入札での優位性が入札前から明確となっている。 3)この入札形態が、公共事業にかかわる利益相反、独占禁止に抵触するのではと考える。	個人	外務省	「本格調査」「準備調査」がそれぞれ何を指すのかが明らかではありませんが、JICAが行うコンサルタント等契約の公示においては、その業務の性質に拘わらず、当該業務のTOR(Terms of Reference)を実質的に作成する業務を先に行った者は競争への参加を認めない旨を記載しており、利益相反を排除しています。	なし	事実誤認	制度の現状欄に記載のとおりです。	
991	令和3年8月6日	令和3年9月10日	納税等用紙の統一	納税等用紙が各自治体及び国税等も各部署で色々違います。	各自治体用、国税等用紙をそれぞれ統一して欲しい。確認に金融機関やコンビニの窓口担当者は手間暇がかかります。例えば、同じ市でも[税金、水道、督促の葉書、サイズも違う]で様式が違います。国は[警察は県ごと、非ペイジー様式で色々あり、サイズも違う]でバラバラです。様式の統一が出来れば金融機関やコンビニでの手間暇コストが削減されます。	個人	財務省 総務省 警察庁 厚生労働省	【国税の様式について】 国税の納付書の様式は、源泉所得税(自主納付分)を除き、省令に定められた全税目共通様式となっております。 源泉所得税(自主納付分)については、納付する際、納付書に計算書を添付しなければならない(所得税法第220条)とされています。 【各自治体の様式について】 各地方団体の納付書等の様式については、法令に定めがあるもの以外は、各地方団体が条例等により個別に定めています。 また、地方税については、令和元年10月から地方税共通納税システムが稼働し、一部の税目について、全ての地方団体が全国統一フォーマットによる電子納付が可能となっております。	【国税の様式について】 源泉所得税(自主納付分)については、計算書と納付書を兼ねた様式であり、納税専用様式ではないため、全税目共通の納付書を使用しておりません。 なお、国税(源泉所得税含む。)の納付は、e-Taxにより電子的に行うことが可能であり、電子手続を普及させることにより、関係者の負担軽減につながるよう取り組んでまいります。 【各自治体の様式について】 対応	【国税の様式について】 源泉所得税(自主納付分)については、計算書と納付書を兼ねた様式であり、納税専用様式ではないため、全税目共通の納付書を使用しておりません。 なお、国税(源泉所得税含む。)の納付は、e-Taxにより電子的に行うことが可能であり、電子手続を普及させることにより、関係者の負担軽減につながるよう取り組んでまいります。 【各自治体の様式について】 対応	【各自治体の様式について】 現在、税務システム等標準化検討会において、各地方団体の税務システムから出力される帳票様式の統一の検討を行っています。 また、地方税共通納税システムの対象税目のさらなる拡大の検討を行う等、納付手続の電子化を推進することで、関係者の負担軽減につながるよう取り組んでまいります。	
992	令和3年8月6日	令和3年9月10日	国家公務員給与制度の改善	国家公務員の給与体系を見直し、若手に適切な給与を支払うべき。具体的には、昇格のための必要在籍年数制度を撤廃し、係長級の業務を行なっているにもかかわらず係員級の給与と同等の実態業務との乖離をやるべき。	霞が関の若手職員の離職がこれまで以上に加速しています。私は現役の霞が関職員ですが、いつ転職しようかずっと悩み続けています。周囲も同様です。その理由は、なにより業務量に対して適切な給与が支払われていないからです。名刺上、そして業務責任上も「係長」であるのに、給与が係員級なのは納得できません。ただ在籍年数が長いだけで補佐を名乗り、何も仕事せず定時まで椅子に座っている人が倍近い給与をもらっているにもかかわらず係員級の給与と同等の実態業務とをやるべき。このような事態が続けば、適切な行政の執行ができなくなり、ひいては国民生活にも悪影響が出ると考えます。早急な対応を望みます。(さもなくば大量離職は今後も続くと思います)	個人	人事院	昇格における在級期間要件は、昇格できる能力があるかどうかを判断するに当たり、昇格前の職務の級において一定の能力をかん養しその実証を行う観点から、各級ごとに一定の年数を経ることを必要とするものであり、この要件が満たされれば直ちに昇格が認められるというものではありません。なお、一方、勤務成績が特に良好である者については、昇格の要件となる在級期間を短縮することが可能となっています。人事評価結果による要件とあわせ、昇格要件を満たした者の中から誰を昇格させるかについては、勤務成績等を踏まえ各任権者が総合的に判断することとなります。	人事院規則9-8(初任給、昇格、昇給等の基準)第20条第2項及び第4項	その他	制度の現状欄に記載のとおりです。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
993	令和3年8月6日	令和3年9月10日	(即応)予備自衛官が自衛隊内で受診した健康診断結果の提供	予備自衛官・即応予備自衛官(予備自衛官等)が訓練に際して受診する自衛隊内健康診断の結果を、本人の同意により外部へ提供することを認める。予備自衛官等を雇用する企業には本人への法定健康診断の実施義務を免除する。もし企業の健診項目と自衛隊の項目に差異がある場合、希望者には自衛隊内で追加の健診を実施できるようにする。	一部企業にとって自社従業員の予備自衛官等兼務を認めることは、自衛隊での訓練中に従業員を就労させられないことで負担となりえる。これとは別に、企業は労働安全衛生法により従業員への健康診断の実施義務があるため、従業員一人当たり半日程度の工数ロスと実施に係る医療費の負担が毎年発生している。 予備自衛官等が訓練時に自衛隊内で健康診断を受診したことをもって、企業が法定検診を実施したものと「みなす」ことができれば、上記負担の一部を相殺でき、企業が予備自衛官等を雇用する利点が増える(従業員側にとっては予備自衛官等を兼務しやすくなる)。 ※もし定期健康診断項目と予備自衛官を対象とした自衛隊内健康診断の項目に差異がある場合は、希望者に対して診断項目を追加した自衛隊内健康診断を実施する。 ※労安法66条で健康診断結果を企業が従業員に通知することが定められているため健診結果連絡票を自衛隊から企業に郵送する形となる可能性があるが、できるだけ関係者の負担とならないよう予備自衛官等が受領した自らの健診結果連絡票を企業に提出する形を認めることが望ましい。(法的な適正はともかく、受診者が医療機関から渡された健診結果をその健診を受けさせた企業に提出するケースは実態として行われている) ※逆に、企業で法定検診受診済みの者に健診結果の提出をもって予備自衛官等訓練の半日程度の免除(訓練参加初日の午後入り)を認めれば、従業員が訓練前日に準備の為に有給をつかう傾向のある企業側の負担を減らすことにもつながる	民間企業	防衛省 厚生労働省	【防衛省職員の健康診断結果の外部への提供について】 健康診断結果については規則に基づき、「要医療」、「要観察」、「医療不要」等の指示(通知)を行うとともに、健康管理者が記録及び保存をしています。 【企業での健康診断実施の免除について】 労働安全衛生法では、労働者に対して定期又は臨時に医師又は歯科医師による健康診断を実施することを事業者が義務づけています。また、労働者は事業者が行う健康診断を受けなければならないこととされています。ただし、事業者の指定した医師又は歯科医師が行う健康診断を受けることを希望しない場合は、他の医師又は歯科医師の行う健康診断を受け、その健康診断の項目ごとに、その結果を記載した書面を事業者に提出することとなり、この書面を提出した場合には労働者は事業者が行う健康診断を受けなくてもよいこととされています。なお、この場合には、事業者の健康診断実施義務は免除されます。	【防衛省職員の健康診断結果の外部への提供について】 防衛省職員の健康管理に関する訓令(防衛庁訓令第31号) 【企業での健康診断実施の免除について】 労働安全衛生法第66条	現行制度下で対応可能	【防衛省職員の健康診断結果の外部への提供について】 健康管理者の承認をもって本人への提供は可能です。 【企業での健康診断実施の免除について】 現行制度においても、労働者が事業者が行う健康診断ではなく、他の医師又は歯科医師による法定の健診項目を満たす健康診断を受け、その結果を記載した書面を事業者に提出することにより、事業者の健康診断実施義務は解除されるものであり、提案事項は現行制度下で対応可能です。 なお、事業者は、労働者から提出された健康診断の情報について、法第104条の規定に基づき、当該情報を適切に管理等する必要があります。	
995	令和3年8月6日	令和3年9月10日	棧橋利用申請の簡素化	東京で営業船を営む者です。訪日外国人もクルーズを楽しむ方々が増えてきております。しかし、棧橋の制度上、事前(5~7日前)に予約をしないとなりません。到着してからクルーズを検討する為に取りこぼしが発生してしまいます。天候が良ければ直前に予約したい方も少なくありません。それから申請の様式も管理業者によりバラバラで、未だにFAXのみしか受け付けない所もあります。今後の観光立国として舟運事業の足枷となっております。	観光客の満足度 利益の損失	民間企業	国土交通省	港湾における棧橋の利用申請については、港湾法に規定された港湾管理者(地方公共団体等)が管理する棧橋に対して行う申請と、私企業が管理する棧橋に対して行う申請があると思います。港湾管理者が管理する棧橋の利用申請については、港湾管理者の業務として、港湾管理者が定める条例等に基づく申請となり、私企業が管理する棧橋の利用申請については、私企業の活動として、企業が独自に定める基準やルールに基づくものとなります。	港湾法 第12条第1項第5号 第13条第1項 第34条	対応不可	制度の現状欄に記載したとおり、港湾管理者が管理する棧橋の利用申請については、港湾管理者が定める条例等に基づく申請方法等となっており、私企業の管理する棧橋については、私企業が独自に定める申請方法等となっていることから、これらの申請方法を国で簡素化することは困難な状況です。本件については、対象となる施設(棧橋)の管理者様あてご要望いただきたくお願い申し上げます。	
996	令和3年8月6日	令和3年9月10日	罹災証明の申請に係る押印廃止について	台風や地震の罹災証明書を市町村に申請する際に、申請様式に押印欄がある市町村が多いが、大災害時は印鑑を紛失するケースもある。認印の押印が可能であるため、紛失時も印鑑を購入すれば申請できるが、そもそも、そのように簡単に入手可能な認印では申請者本人であることを証明する役割をなさないのではないか。 罹災証明書の申請様式の押印を省略するよう、市町村で統一してほしい。	左記のとおり。	個人	内閣府 総務省	罹災証明書の交付に係る申請事務については、法令等により押印を求めているものではありません。また、当該事務は自治事務であり、その事務内容は、通常の行政手続きと相違はないものであると言えるため、押印の必要性については「地方公共団体における押印見直しマニュアル(府政経シ第631号令和2年12月18日規制改革・行政改革担当大臣通知「地方公共団体における押印見直しマニュアルの策定について」)」に基づき、市町村により適切に判断されているものと考えます。	なし	その他	制度の現状欄に記載のとおりです。	
997	令和3年8月6日	令和3年9月10日	文科省内の委託契約に係る事務処理要領の統一について	文部科学省と大学との委託契約締結に際し、文部科学省の委託事務処理要領に従い契約・予算管理・報告が必要となるが、局によって事務処理要領が異なっており、大学において事務処理要領の把握が困難となっている。また、様式においても異なっており、知的財産に関する確認書等においても押印を要するものと不要な様式等異なっており公印を残さなければならない事態となっている	同じ文部科学省でありながら、局が違う事により事務処理要領が異なり、大学として誤った管理をする可能性があり、余計な労力を割かれることとなる。 また、確認書においても機関代表者以外の公印も不要な局と必要な局(科学技術・学術政策局、研究開発局、研究振興局)があり、大学における公印廃止の動きに支障が生じている(知的財産管理者の印を求められているが、確認書以外に押印しておらず大学として廃止したいが、事務処理要領上認められないとのこと) 国で統一というのは難しいと思うが、せめて文部科学省として統一の事務処理要領としていただきたい。	個人	文部科学省	文部科学省では、現在、委託契約の事務手続きに必要な標準的な考え方やプロセスを定めており、各部署ではそれを基に、それぞれの事業の性質や目的等に応じて条件等を盛り込んだ事務処理要領等を策定しています。 公印省略への対応につきましては、法令上押印が必要とされているものを除き廃止するという政府全体の方針に対応し、文部科学省内のすべての委託契約の事務処理手続きにおいて、現在、契約書への押印以外の押印は求めない取扱いとしており、確認書等への押印も求めておりません。	委託事業の手引き	対応	制度の現状欄に記載のとおりです。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
998	令和3年8月6日	令和3年9月10日	子ども家庭の専門機関の新設	将来省庁の再編成があるなら「子ども家庭」の専門省庁の創設をお願いします。 日本の縦割り行政のしわ寄せは子どもとその家庭に来ていて、児童虐待、子どもの貧困、いじめ、ひきこもり、少子化などの問題に繋がっています。児童相談は厚労省、学校教育は文科省、親権は法務省、DVは警察では、子どもを取り巻く問題をワンストップ・システムで解決するのはとても困難です。 若い世代が子どもを持たない選択をする理由は単純ではなく複雑に絡んでいるので、省庁横断的にみる必要があると思います。 また子どもを定義する年齢規定も、児童福祉法、民法、少年法、とまちまちで、その狭間で脱落せざるを得ない子どもたちは大勢います。	子どもの幸福度が上がることは、日本で子どもを産み育てる希望になると考えます。些細なことでもシングル家庭になり貧困に陥るかもしれない社会が全て自己責任とされるのでは子どもを持つことはリスクとなり少子化を解決できないと思います。子どもの専門省庁を作ることは国の覚悟をわかりやすく示すことができると思います。	個人	内閣官房 厚生労働省 文部科学省 内閣府	番号321の回答を参照してください。				
999	令和3年8月6日	令和3年11月4日	コロナ下での公共交通維持のため、地方公営企業の鉄道・バス両事業の会計を統合しやすいう規制緩和すべき	複数の自治体では、地方公営企業が鉄道(地下鉄)事業とバス事業の両方を経営しているが、どの公営企業も事業ごとに特別会計を設けている。地方公営企業法上は、2以上の事業を通じて、1つの特別会計を設けることができる(法17条)が、それぞれの事業の特性や制度の違いから、現在、1つの特別会計を設けている例はない。 コロナ下でも鉄道事業とバス事業が補完して公共交通を維持できるよう、鉄道事業法・道路運送法の規制を緩和し、両事業を通して1つの特別会計を設けるよう誘導することを提案する。	鉄道、特に地下鉄は建設費負担が重い、国が企業債や資金手当制度を充実させたことなどもあり、乗客を大量に高速輸送できる特性から経営が改善する傾向にある。 バス事業は、鉄道ほど大量輸送はできず、人件費・経費が割高であり、自家用車と競合することから、経営は一般的に厳しい。しかし住民の移動手段を確保するため、赤字でも維持する必要性の高いサービスである。 ここで新幹線と在来線の関係を考えると、在来線は赤字区間が多いが、新幹線へ乗客を運ぶ機能があり、JR東海は新幹線収入で経営が維持できると言われる。ここで新幹線を地下鉄、在来線をバスと置き換えれば、バスは地下鉄へ乗客を運ぶ存在として考えることができる。実際、ある自治体では、バスが地下鉄に乗客を運んだと解釈して、鉄道事業からバス事業へ年間数十億円を繰り入れている。しかし会計の独立性を保つ観点からは異論もある。 2つの事業会計を1つにすることは、所管法令が鉄道は鉄道事業法、バスは道路運送法と分かれる点からも難しいとされる。そこで、これらの法による規制を緩和し、両事業の会計が1つにしやすいう誘導すべきと考え。提案が実現した場合は、バス事業を鉄道事業の収入で運営する理由が説明しやすくなり、コロナ下の厳しい時代の公共交通維持に貢献すると考える。 バスと鉄道の間は運営部署が異なるため利用案内も分かれていることが多い。例えば鉄道路線図内でバス路線の存在を案内するだけでも、鉄道とバスが同じ公共交通であることが伝わりやすくなり、1つの特別会計に統合することについて、市民や議会の同意を得やすくなると思う。	個人	総務省 国土交通省	【総務省】 地方公営企業法上は、軌道事業、自動車運送事業及び鉄道事業のうち2以上の事業を併せて経営する場合等には、条例で2以上の事業を通じて1の特別会計を設けることができることとされています(地方公営企業法第17条、地方公営企業法施行令第8条の4)。 【国土交通省】 鉄道事業者は鉄道事業会計規則(昭和62年運輸省令第7号)の定めるところにより、その会計を整理しなければなりません。経営形態が他と著しく異なる等特別の理由があつて本規則に定める整理ができない地方公営企業等については、所定の整理ができない部分について許可を受けて例外の整理をすることができます。なお、道路運送法においては、バス事業の会計に関する特段の定めはありません。	【総務省】 地方公営企業法第17条、地方公営企業法施行令第8条の4 【国土交通省】 鉄道事業会計規則第2条	現行制度下で対応可能 一部、事実誤認(道路運送法について)	制度の現状欄に記載のとおりです。	
1000	令和3年8月6日	令和3年9月10日	総務省の政策評価と内閣官房行政改革推進本部事務局の行政事業レビューの一体的推進について	総務省行政評価局が推進している「政策評価」と内閣官房行政改革推進本部事務局が推進している「行政事業レビュー」について、前者は「政策」を評価対象としている一方、後者は政策の最小単位である「事業」を対象としている等の違いはあるが、評価書及びレビューシートに基づき、PDCAサイクルにより一連の評価を実施しており、作業が重複していることから、取組の統廃合を検討すべきではないか。	【提案理由】 政策評価と行政事業レビューは、実施根拠が前者は法律であり、後者は閣議決定である点、評価対象が前者は政策であり、後者は個々の事業である点など、相違点はあるものの、評価書やレビューシート等の一定の様式に基づき、PDCAサイクルの考え方を一連の評価を行っていることから、類似した取組であるといえる。 総務省の政策評価ポータルサイトでは、関連するレビューシートを同時に参照できるように工夫されているが、さらなる縦割りの打破を進めるため、政策評価書と行政事業レビューシートの統合や実施部署(総務省行政評価局及び内閣官房行政改革推進本部事務局)の統廃合を進めるべきではないか。 【想定される経済的または社会的効果】 (1)行政改革推進本部が実施する取組に対しても行政改革の対象とすることにより、聖域なき取組であることを示すことができる。 (2)各府省における評価書等の作成に要する作業時間の削減(レビューシートが廃止された場合、1シート当たり3時間の時間を要していると仮定すると、年間5,000×3=15,000時間の作業時間削減につながる。) (3)行政評価局及び行政事務局の統合が実現した場合、その分の人的リソースを他の業務(デジタル化等さらなる行政改革の推進等)に振り分けることが可能となる。 足元の改革を進めることにより、政府が行政改革に本気であることを示すことができると思いますので、是非、前向きな御検討をいただきますよう、よろしくお願いいたします。	個人	総務省 内閣官房	番号805の回答を参照してください。				
1001	令和3年8月6日	令和3年9月10日	国税庁・税務署での電子メールの使用許可	国税庁・税務署から一般企業への連絡手段として、電話・FAX以外に電子メールも認めてほしい。	一般企業の経理部門で働く者です。財務省管轄の問題かもしれませんが、こちらに投稿した方が変えていただけたらと思います。投稿させていただきます。 経理担当として税金の申告書を毎年提出していますが、税務署側でその申告書の内容に関して確認し、不明点あれば問い合わせの電話が来ます。 先日その電話を受けたのですが、多数あるとのことだったので、「メールアドレス教えるので、そこに送ってもらえますか?」とお伝えしたところ、「電子メールはできない決まりになっている。認められているのはFAXと電話のみ。」と言われ、電話で対応したものの、結局電話で20分も問い合わせ内容をメモし続けることになりました。その後の回答も電話でした。 そもそも電話に出れず、お互いかけ直してもなかなか捕まらず、その手間も無駄でしたし、電話で長々と伝えられるのは非常に非効率です。また履歴を残す意味でも電子メールにすべきと思います。 税務署のアナログ文化を変えていただきたいです。よろしくお願いいたします。	個人	財務省	番号315の回答を参照してください。				

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
1002	令和3年8月6日	令和3年12月2日	警察組織におけるデジタル犯罪担当組織の分離・統合	現在、都道府県の単位で運営されている警察署の中で、デジタル犯罪の担当部署が存在しています。インターネットで発生するデジタル犯罪の担当組織を県や所轄警察署から分離・独立させて統合し、全国一律で告訴を受け付け捜査する部署を創設することを提案します。	しかし、デジタル犯罪は、地域単位で発生するのではなく、地域単位で犯罪を操作するには限界があります。例えば、今年多発した、自治体や大学に対する爆破予告事件です。警察組織が都道府県単位、さらに所轄警察署単位で操作しているが故に、他の都道府県で発生している爆破予告事件のデータを取り寄せ共有し、操作に活かす事ができていません。デジタル犯罪の捜査では、データが重要です。全国の各自治体をターゲットに攻撃や脅迫が行われているのであれば、それらのアクセスログデータや書き込みの文章を収集することで、より精度が高い分析が可能になりますが、所轄警察署単位だと、データは1つか2つだけになってしまう、データとしては使い物になりません。他の都道府県で発生した、同一犯もしくは似たようなデジタル犯罪について追跡するにしても、広域犯罪の指定を受けられなければ、県や所轄を跨いだ連携した捜査ができません。これでは、今後ますます増大するであろうデジタル犯罪の捜査は難しく、捕まらなるとなれば、犯罪の抑止効果を失います。デジタル犯罪について、全国を対象とした独立部署を設ければ、広域犯罪の指定をうけずとも、市町村・都道府県をまたいで、データを収集する事が可能となり、各ITベンダーとの窓口が統一化されることで、IT企業からログ情報やアカウント情報を提供してもらうための手順なども一本化でき、迅速かつ効率的な捜査が可能となるはずです。デジタル経済へとシフトしたからこそ、デジタル犯罪の取り締まりの強化・効率化が急務と考えます。	株式会社 Spelldata	警察庁	警察法	現行制度下で対応可能	制度の現状欄に記載のとおり、我が国の警察組織の在り方には一定の合理性があると考えられるところ、サイバー犯罪への対応については、デジタル社会の進展等社会情勢の変化を踏まえ、不断に検討を進めて参ります。	済	
1003	令和3年8月6日	令和3年9月10日	公文書の文字表記ルールを緩和してほしいです	・数字が二桁以上のときは半角数字 ・数字が一桁の時は全角数字 ・段落始めのスペース数、全角半角指定等のルールを廃止して下さい。一定の単語を漢字・平仮名どちらにするか、送り仮名をどうするかを規定するのも辞めて下さい、日本語として間違っていないければ許容されるルールにして下さい。 新人は本来の仕事覚えるまでに無駄なルールを覚えなければならずタイムロスが生じます。資料の表記ミスを指摘することがレビューと勘違いする一部管理職も生まれ、その修正に現場は無駄な時間を取られ、モチベーションが低下します。 また数字に全角を混ぜるのは、工数かかるわりに一切メリットがありません。英数字は全て半角でいいです。	・行政事務のムダ削減 ・上記により、働く人のモチベーション向上、行政サービスの向上	個人	文部科学省 内閣官房	「公用文作成の要領」(昭和27年内閣官房長官依命通知別紙)に「文の書き出しおよび行を改めたときは1字下げて書き出す」とあります。また、漢字や送り仮名の使用については、「公用文における漢字使用等について」(平成22年内閣訓令)によって、定められています。これは、同一の語の表記が異なると、意味が違うために使い分けられている等と捉えられるおそれがあり、そうしたことを防ぐために統一を図っているものであり、公用文として読み手の便を重視しているものです。ただし、これらは、国の府省庁等が作成する公用文に関するものであり、各地方公共団体に直接及ぶものではありません。	「公用文作成の要領」(昭和27年内閣官房長官依命通知)、「公用文における漢字使用等について」(平成22年内閣訓令)	事実誤認	制度の現状欄に記載のとおり、国の府省庁等においては、公用文を、感じのよく意味のとおりやすいものとするともに、執務効率の増進を図るために、文書作成についてのルールが定められています。一方、これらは、地方公共団体における文書作成について直接及ぶものではありません。また、令和3年3月に文化審議会国語分科会で取りまとめられた「新しい「公用文作成の要領」に向けて」(報告)では、「算用数字に全角を用いるか半角を用いるかについて、特に定めはないが、文書内で用法を統一する。例えばこの報告では、原則として一桁の場合には全角数字を用い、二桁以上の場合には半角数字を用いている。また一般的に、データや金額等の数値を示す場合には半角数字を用いる。」としています。ただし、これらも、国の府省庁等が作成する公用文に関するものであり、各地方公共団体に直接及ぶものではありません。	
1004	令和3年8月6日	令和3年9月10日	各省庁がおこなう調査について	企業活動基本調査 経済構造実態調査 生産動態統計調査 産業連関構造調査 〇〇調査と呼ばれる統計法でおこなわれる調査が非常に多い 内容も重複していたり 何のために行われているのかわからない	中小企業では これらを処理するために税理士にお願いし 報酬を支払わなければならない場合が多い また 税理士ができない範囲の場合は 時間をかけて一つ一つ処理するしかない また 調査対象期間と会計期間と違うこともあり 処理に時間がかかることが多い 大企業では専門の人間を置けばいいと思うが 中小企業ではそれもできない 遅れると督促の電話があり できないと言うと 統計法に基づき処罰されますよと言われる始末 これらを納税者側の負担にするのはいかげんなものでしょうか 毎年税務申告等をしているので内容はわかるとは思いますし もし必要な調査なら税務調査の項目を増やすなり すればいいのではないのでしょうか	個人	総務省 財務省	【財務省】 税務調査は、国税通則法第74条の2第1項において、所得税、法人税、地方法人税又は消費税に関する調査について必要があるときは、当該各号に定める者に質問し、その者の事業に関する帳簿書類その他の物件の提示若しくは提出を求めることができる旨、規定されています。 【総務省】 統計調査を行うには統計法に基づき総務大臣の承認を得る必要がありますが、各府省の統計調査の承認審査事務を行うに当たっては、報告者の負担軽減等に留意して対応しております。 統計調査ごとに実施時期、調査対象、調査事項の定義等が異なりますので、類似の調査事項を調査している統計調査を完全に排除することは困難ですが、統計法の規定に基づき、他の統計調査との重複が合理的と認められる範囲を超えていないか、といった観点から審査を行っています。 また、令和2年6月に閣議決定した「公的統計基本計画」においては、統計調査の企画に当たり、他の行政記録情報の活用可能性を事前に精査・検討し、調査事項の縮減や代替を図ることとされており、これも観点として審査を行っています。	【財務省】 国税通則法第74条の2、74条の9 【総務省】 統計法	【財務省】 対応不可 【総務省】 現行制度下で対応可能	【財務省】 税務調査は、制度の現状欄に記載のとおり、各税目に関する調査について必要があるときに実施することができることとされており、各種統計調査のため実施できるものではありません。また、各種統計調査のように実施時期が確定しているものではないので、同時実施することは困難でありますことをご理解いただきますようお願いいたします。 【総務省】 制度の現状欄に記載のとおりです。	
1005	令和3年8月6日	令和3年9月10日	国の行政機関の職員の出勤簿の押印の廃止	毎月末に出勤簿に出勤日数の数だけ押印する必要がある。	現在、河野大臣が主導して、国内のあらゆる手続きに対し、押印廃止の動きを進めているところ。形式的な押印作業をなくすのは素晴らしいことであるが、まだまだ国の行政機関内において、押印作業が残っている。その一つが出勤簿の押印である。国の行政機関内をしっかりと改革しなければ、世間に対して示しが付かないのではないのか。	個人	人事院 内閣官房	番号304の回答を参照してください。				

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
1006	令和3年8月6日	令和3年9月10日	地籍調査を進捗させるためにも、旧土地台帳に関する資料を法務局へ移管すべき(縦割り問題)	土地の経緯を調査する上で、旧土地台帳と附属地図は有用な情報である。これらの資料は、現在の登記記録の元になったとされているものの、法務局でその情報はほとんど得られない。土地調査に必要な資料とするため、自治体に保管されていることが多い旧土地台帳と附属地図を法務局に移管すべき。少なくとも登記官は土地の過去の経緯の相談に来た者にその存在を案内すべきである。国土調査法に基づく地籍調査は、長期にわたってなかなか進捗しないが、旧土地台帳と附属地図は地籍調査にとって有用な資料となるはずである。	かつて国税である地租に関する資料とするため、土地台帳や附属地図が整備され、国の下部機関とされた市町村がそれらの資料を整理していたが、昭和35年の土地台帳法廃止により、現在の不動産登記制度が開始し、登記の中で図面が整理されるようになった。土地台帳や附属地図の情報は、現在の登記記録の元となったとされている。現在、法務局で閉鎖公園などを調べると、旧土地台帳附属地図の内容は把握できないことが多い。登記記録は、登記法が明治19年に施行されているためか、明治期の情報はある。しかし、旧土地台帳の情報は欠落していることが多い。現在の不動産登記制度の開始にあたって、税務から法務局への引継ぎが十分されていないともいえる。現在、旧土地台帳や附属地図は自治体の公文書館などに保管されている。少なくとも登記官は土地の過去の経緯の相談に来た者にその存在を案内したほうがいい。旧土地台帳附属地図によって、土地境界の問題が解決することは、現代においてもしばしば有る。旧土地台帳に関する資料の価値を活かすため、前述の内容を提案する。提案が実現した場合、地籍調査の進捗に貢献することにもつながると考える。コンピュータによる情報処理が期待できることから、地籍調査はいずれ進捗するものと思われ、その際、必要になるに違いない旧土地台帳と附属地図の情報を、早いうちに整理しておいたほうがいいと考える。旧土地台帳の記録は電子化されていない場合が多いが、電子化が進めば紛失も免れやすい。そして、過去の土地記録を調べる人にそうした情報を提供できれば、境界の問題解決にもつながると考える。	個人	法務省 国土交通省	土地台帳及びその附属地図(図面)(以下「土地台帳等」という。)については、昭和25年の地方税法の成立と土地台帳法の改正により、登記所において登記事務のほかには台帳登録事務を執行することとされたことに伴い、登記所に移管されています。その後、昭和35年に台帳制度を登記制度に統合一元化するための不動産登記法の改正が行われるとともに、以後10か年の計画で一元化作業が進められ、同作業が完了した登記所から順に土地台帳法の適用が廃止されました。なお、この一元化作業が完了した後も、登記所では土地台帳等を保管しており、請求を受けて公開しているところです。また、地籍調査については、その迅速かつ効率的な実施を図るため、法務局・地方方法務局においても地方公共団体等の地籍調査実施主体との連携を進めているところであり、その中では、土地台帳等を含む登記所保管資料の提供等による資料収集への協力や、これら資料に基づく必要な助言等を行っています。	不動産登記法	対応	引き続き土地台帳及びその附属地図(図面)の公開に係る事務について、適切に執行して行くとともに、地籍調査に関しては、土地台帳等を含む登記所保管資料の提供等による資料収集への協力など、法務局・地方方法務局と地籍調査実施主体との連携を進めて参ります。	
1007	令和3年8月6日	令和3年9月10日	登記官の位置付けを見直し、登記事務の外注化等を進め、地籍調査を進捗するようにすべき(縦割り問題等)	登記官は、不動産登記法第9条に基づき、独立制の国家機関とされている。登記事務はそれを理由に外注できないとされる。登記官の位置付けを見直し、登記事項証明書発行の事務を見直すなどして、業務の一部外注化などを導入するとともに、業務量を減らすことでもっと高度な業務を処理すべき。具体的には、国土交通省所管で地方公共団体の自治事務とされている地籍調査について、法務省の登記官も主体的に取り組むことを提案する。また、登記事務について、全国レベルの情報共有を進め、登記事務に関する判断基準の整理を進めるべきである。	不動産登記法には、登記簿の附属書類の写しの交付や閲覧の制度がある。しかし、申請通りには認められないことがしばしばある。また、ある土地に設定されていた第三者の権利が、分筆により消滅することがある。当該第三者が権利抹消を申請するはずがないが、登記官側は所有者や当該第三者の申請による登記回復(法72条)を誘導する。権利者が、錯誤を理由とした登記官の職権による登記更正(法67条)を求めても、なかなかやってもらえない。こうしたことは、登記官が独立性であることと関連付けて話題になる。登記事務について法務局組織として責任をとるよう改めたほうがよいと考える。また、登記事務の見直しにより、一部外注化が可能となれば、業務量が減り、より高度な問題に取り組める。地籍調査は、法律専門家である登記官が主体的に関われば進捗が見込める。個人の印鑑登録証明書は市町村長などの名で交付される。一方、商業登記法の印鑑証明書は登記官名で交付される。登記事項証明書も同様である。当該登記事務の手続きを当該登記官が行ったわけではなく法務局代表者名の交付で十分であり、業務を外注化できると考える。そのためには登記官の位置付けの見直しが必要である。かつては、地域ごとの個別判断が登記官にとって重要であったが、現代は、全国レベルでの情報共有が進み、全国的な判断基準が形成されているように思う。登記官の位置付けを見直すべきである。提案が実現した場合、登記事務のサービス利用者の利便が向上し、登記に関する課題解決が進捗するとともに、地籍調査などの長年の課題も進捗しやすくなると考える。	個人	法務省 国土交通省	不動産登記法(平成16年法律第123号。以下「法」という。)第9条により、登記所における事務は登記官が取り扱うこととされています。しかし、登記事項証明書の交付に関する業務については、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)第32条の2の規定により、官民競争入札又は民間競争入札の対象とすることができるとされており、実際に、平成20年4月からは同業務を民間に委託しています。	不動産登記法 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律	事実誤認	登記事項証明書の交付に関する事務の外注に係る提案については、制度の概要欄に記載のとおりです。また、法9条の規定は、登記事務について、登記官が自己の名において独立完結的に登記事務を処理する権限を有することを明らかにしたものです。これは、登記は事件ごとの個性が強く、対象となる法的分野も多岐にわたるので、定型的な判断によることができません。登記官がする処分の正当性は、当該事件を担当した登記官の専門的な知識経験と法的素養に依拠しており、その登記官の判断を尊重するとともに、その責任の所在を明確にしておく必要があることによるものです。なお、御指摘の、登記事務の外注化と登記官が地籍調査に主体的に取り組むことは関連性がなく、性質の異なる問題ですが、地籍調査に関しては、引き続き、法務局・地方方法務局と地籍調査実施主体との連携を進めてまいります。	
1008	令和3年8月6日	令和3年9月10日	政府統計データのCSV形式での生データの公開	統計調査の生データをCSVデータで公開する	政府が実施するアンケート調査(例えば訪日外国人消費動向調査 by観光庁)は、ごく簡単なクロス集計済みのデータしか公開されておらず、指標間の相関などの分析が不能であり、大変困るし、非常に機会損失を生んでいる。対応コストは、そもそも統計調査を行う際に取得している生データを公開すれば済む話なので、ゼロ円で実現可能。あるとすれば、個人情報が含まれる場合のマスクング作業。効果として、多様な研究者や企業により、アンケート調査が活用され、国民生活にプラスに寄与する。	個人	総務省	統計を作成するために用いられる調査票情報(生データ)には、個人又は法人その他の団体の秘密に関するものが含まれていることが少なくありません。正確な統計を作成するためには、これらの秘密も含めて真実の内容を収集する必要がありますことから、統計法は、統計調査に従事する者等に守秘義務を課し、統計制度に対する国民の信頼を確保しているところであり、統計は、個々の識別ができないよう集計された上で提供されることとなります。	統計法	対応不可	制度の現状欄に記載のとおり、統計は、個々の識別ができないよう集計された上で提供される必要があり、生データの公開は困難です。なお、統計の作成又は統計的研究として、相当の公益性を有するものを行う場合には、情報保護の規律の適用を受けた上で、調査票情報の提供を受けることができる場合がありますので、御参考までに申し添えます。	
1009	令和3年8月6日	令和3年9月10日	統計データのe-Statへの即時反映	政府が統計を行った場合e-Statで即時反映させる。	例えば、国交省航空旅客動向調査(https://mlit.go.jp/koku/koku_tk6_000001.html)は、最新では令和元年までPDFが国交省のウェブで公開されていますが、e-Statでの最新は平成29年が最新であり、大幅に公開が遅延している。遅延なきように、機械処理可能な統計データを、統計完了後即時公開してほしい。対応コストは、そもそも統計処理用のデータが作成されているはずなのでゼロ円。効果は、民間および政府におけるデータの利活用推進が望まれる。	個人	総務省	「公的統計の整備に関する基本的な計画」(令和2年6月2日閣議決定)において、政府の統計データについて、各府省は、e-Statへの登録を原則とするとともに、登録に当たっては機械判読可能な形式などの掲載、特により利便性の高い統計情報データベースによるデータ提供を計画的に実施するとされています。総務省は、各府省における統計データ登録を促進するための周知徹底や支援を引き続き行う等、統計利用者の利便性の向上に取り組んでまいります。	なし	現行制度下で対応可能	制度の現状欄に記載のとおりです。	
1010	令和3年8月6日	令和3年9月10日	内閣情報調査室と公安調査庁の統廃合、公安調査庁の地方組織の廃止	公安調査庁の機能のうち団体規制(オウム真理教の観察処分)を担う機能だけを残り、他の機能(情報貢献を担う部署)は内閣情報調査室へ統廃合する。また、公安調査庁の地方組織を廃止する。	内閣情報調査室は内閣法12条に基づいて情報収集を行い、公安調査庁は破壊活動防止法27条に基づいて情報収集を行っているが、似たような情報の収集を行っているように思えるから、情報貢献機能は統廃合すると、総務機能の人員費削減が見込める。また、両組織の経験や知識を持ち寄って、一つの組織として情報収集を行うことで、情報収集がより効率的になると考えられる。デジタル社会や交通が発達した昨年、わざわざ地方組織を恒常的に設置するのではなく、インターネット上で情報収集したり、必要な時に出張したりすれば、地方組織はなくても情報収集ができるはず。	民間団体	法務省 内閣官房	公安調査庁は、破壊活動防止法の規定による破壊的団体の規制に関する調査及び処分の請求並びに団体規制法の規定による無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査、処分の請求及び規制措置を行っています。団体に対する規制処分は、危険な団体が存在する場合に当該団体による破壊活動を未然に防止して公共の安全の確保に寄与するという目的に照らし、迅速に必要な調査を遂げて適時的確に処分を実施することができるようにする必要があります。このため、公安調査庁は、地方支分部局として公安調査局を設置し、破壊的団体の規制に関する調査等を分掌させ、必要に応じ速やかに調査を実施できる体制を整備しています。また、団体規制に関する調査において収集、分析した内外情勢に関する情報については、必要に応じて関係機関に提供しています。内閣情報調査室は、内閣法第12条に基づき、内閣の重要政策に関する情報の収集調査に関する事務等を行っています。よって、公安調査庁が行う調査と内閣情報調査室が行う情報の収集調査は収集すべき情報が異なります。公安調査庁の所掌に属する事柄については、他省庁の調査の有無に関わらず、調査を行うこととなります。	破壊活動防止法 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律 公安調査庁設置法 内閣法	対応不可	制度の現状欄に記載のとおりです。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
1011	令和3年8月6日	令和3年9月10日	手錠・捕縄使用検定制度の廃止	法務省において、手錠捕縄を使用する際の技術についての検定制度を廃止が望ましい。	近年、護送中の逃走事案が増えてきたために、この検定制度ができたが、そもその問題は手錠捕縄使用の技術の低下ではなく、手錠と捕縄の仕組みが煩雑であることにある。手錠と捕縄をもっとシンプルな構造に変え、誰でもスムーズに使用できるようにすることが必要である。現状の手錠、捕縄の使用方法は煩雑すぎて、覚える方も検定で点検する方も大変である。また、検定で合格したから次の検定まで忘れてよいといった本末転倒な状況になっている。大切なものは定期的に使用法を訓練することである。そこで、新たにシンプルで頑丈で誰にでも使いやすい手錠と捕縄を導入し、毎月訓練するようにするべきである。矯正職員は数年ごとに手錠捕縄の使用法が変わって覚えなおすのにうんざりしている。問題は手錠捕縄が煩雑な仕組みになっていること。これを解消しないことには今後も逃走事案は減らない。	個人	法務省	刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則(平成17.5.23法務省令57号)別表第1 刑務官の職務執行に関する訓令(平成18.5.23矯正訓3258号法務大臣訓令)第31条 手錠・捕縄使用検定制度について(通知)(平成27.7.10矯正1825矯正局長通知) 手錠・捕縄使用検定制度に係る訓練要領について(通知)(平成27.7.10矯正1826矯正局長矯正課長・少年矯正課長通知)	対応不可	制度の現状欄に記載のとおりです。		
1012	令和3年8月6日	令和3年9月10日	矯正護身術検定制度の廃止	矯正施設で行っている矯正護身術検定制度を廃止した方が良い。代わりに制圧動作の訓練を毎月行った方が良い。	矯正では、矯正護身術検定制度を行っており、初級・中級・上級の検定を3年に一回行っている。しかし、実際の現場でこの矯正護身術を使うことはほとんどなく、制圧時には受刑者の両腕を抱えたり、全身を抱えて運んだり、床に押しさっつけることが多い。ほとんど使うことのない事に時間と労力を割くのは無駄である。また、矯正護身術の上級を持っているから大丈夫という誤解をしている職員まで存在し、実際に受刑者が暴れた時に全く戦力にならない。実際に使うことの多い制圧時の動作を訓練して全職員に徹底すべきであり、矯正護身術検定制度などというまやかしは廃止するべきである。	個人	法務省	矯正護身術の術技及び訓練要領について(通達)で矯正護身術の術技及び訓練要領を定め、全国の矯正施設において運用されています。「矯正護身術検定制度規則」では、矯正職員の護身術検定の成果を検定し、術技の向上及び普及徹底を図ることを目的とする検定制度を定め、その検定頻度は年1回以上行うものとしています。同検定制度は、昭和42年から実施され、「矯正護身術検定制度規則の運用について(通知)」では、矯正職員にとって矯正護身術の修得が、被収容者による職員暴行事案等が発生した際に当該被収容者を適正に制圧し、その攻撃から身を守るために必要であるとともに、矯正職員の護身術技能の維持状況を確認するため検定を実施すべきことを明らかにしています。矯正職員は、被収容者等からの攻撃により負傷するリスクや制圧行為により被収容者等を負傷させるリスクを負いながら勤務に当たっており、これらの事故を防止するための技能は、矯正護身術訓練を積んで学ぶ必要があり、その訓練の成果を検定する同検定制度を廃止すべき理由はありませぬ。	対応不可	制度の現状欄に記載のとおりです。		
1013	令和3年8月6日	令和3年9月10日	研究授業の廃止(矯正施設)	矯正施設で行っている研究授業という行事を廃止した方が良い。	矯正の業界では、研究授業と言って、各矯正施設で行っている改善指導や体育指導、学習指導等を他の施設に見せるということを行っている。見せること自体は決して悪いことではないと思う。問題なのは、良く見せるために、普段は行っていないような指導や授業を急遽作って、さも今までやってきましたよと披露することが当たり前になっていることである。これは欺瞞以外の何物でもない。見学自体はいつでも受け入れられているのだから、研究授業などというのは不要である。研究授業の準備のために、職員の負担を増やし、受刑者の指導の日程まで変更し、もはや何のために普段の指導を行っているのか見失っているのではないだろうか。	個人	法務省	刑事施設においては、各矯正管区からの通達等に基づき、改善指導等の内容の充実、職員の指導力向上及び関係諸機関の矯正指導に対する社会的理解の促進を図ること等を目的として、上記指導場を他施設職員及び関係諸機関職員等に公開し、広く意見を聴取・検討を行う機会(以後、「研究授業」という。)を年1回程度設けています。研究授業を行うに当たり、各施設は事前に実施計画(指導テーマ等)、事後に実施結果報告(おおむね実施日から1か月以内)を所管管区宛てに提出し、その他には研究授業当日の配布資料(指導案や参考資料等)を作成することとされています。各矯正管区において、研究授業のテーマの設定及び実施方法等についての詳細までは指定しておらず、施設の裁量により研究授業の企画・立案・実施が可能であり、各施設の実情に応じた運用がなされています。少年院においては、矯正局からの通知に基づき、矯正教育の内容の充実、職員の指導力向上及び関係諸機関の矯正教育に対する社会的理解の促進を図ることを目的として、研究授業を年1回程度設けています。研究授業のテーマについては、施設の希望を聞いた上で、矯正局及び矯正管区が指定する場合がありますが、研究授業の企画・立案・実施については、刑事施設同様、施設の裁量で、各施設の実情に応じた運用がなされています。	なし	現行制度下で対応可能	制度の現状欄に記載のとおりですが、令和3年度中に、今回の提案者の問題意識を各矯正管区と共有します。	
1014	令和3年8月6日	令和3年11月4日	漁船、遊漁船(プレジャーボート)等の登録の厳格化について	漁船やプレジャーボート等の船舶・小型船舶にも「自動車の保管場所の確保に関する法律(いわゆる車庫法)」のように、当該物件の保管場所が確保されていることを確認する制度、以上の制度を設けていただきたい。具体的には、漁船法の改正等による保管場所の必須義務規定の新設。船舶所有(売買・譲渡)の前提として、保管場所の場所・権原を事前に確認することの義務化。	私は、漁港、港湾を始め、河川、海岸、砂防指定地等の管理業務(違反行為の排除など)を、管理部門(事務系)でほぼ一人で担当した経験を有する元 都道府県職員(行政職)です。とりわけ港の管理は極めて厄介で、その最たるものは不法係留船舶対策でした。漁業の衰退や釣りレジャーの隆盛など、昔と今では隔世の感がありますが、漁船法も改正が必要な法律の一つです。“漁船＝漁業者＝漁協組合員＝係留場所は漁協が確認している(漁協の副申添付)”というような、言わば仲間内だけで平和に過ごした時代のままです。しかし今は、漁協に入れないアウトローでも漁船登録できています。もちろん漁協組合員が漁船登録の必須条件ではないためでもあります。漁船法の規定では肝心の“権原を有する船舶の置場”がないからといって登録を拒むことはできないようになっているからです。そもそも漁船の定義(認定)も部外者には不可解です。件の不法係留船舶(遊漁船)もホームページの日々の活動から完全に遊漁船専門と見られるにもかかわらず漁船登録を果たしています。ちなみに、個人的に公文書開示請求により入手した当該船舶の漁船登録関係書類等のうちの水産庁通達集抜粋では、当該船舶の営業形態では“漁船登録しないこと”とされていますが、法令違反でないようです。管理担当職員が不足する中であって、無用な労力と時間の削減がかなうことで、より重要な他の業務に傾注できるようになる(河川の水質事故対応など)。また、本来の港湾施設が正常かつ有効に機能することが期待できる(釣り客によって物揚場などの港湾施設が駐車場に不法使用)。	個人	国土交通省 農林水産省	保管場所の確保の義務化については、十分な保管場所がなければ実効性を担保することは出来ません。現状では、保管場所が十分に整備されているとは言えず、そのような状況で全国一律に保管場所の確保を義務づけることは、所有者等の混乱を招くこととなります。そのため、国土交通省及び水産庁は、港湾・河川・漁港の三水域の水域管理者やプレジャーボートの利用者等が連携して取り組むべき施策をとりまとめた「プレジャーボートの適正管理及び利用環境改善のための総合的対策に関する推進計画」(平成25年5月)を策定し、水域管理者等とともに係留・保管能力の向上等の放置艇対策に取り組んできたところです。また、不法係留船舶対策として、三水域の水域管理者が法令などを根拠として、放置等の禁止区域の指定や許可水域の設定、放置艇の撤去・処分などの措置を講じることができるとなっています。さらに、地方自治体における不法係留船舶対策の一助となるよう、平成31年より、地方自治体が不法係留船舶と判断したプレジャーボート等の小型船舶について、地方自治体からの照会により、登録されている小型船舶の所有者の情報を提供しているところです。なお、漁船法では、船舶を漁船として使用する場合には漁船登録を義務づけており、いわゆる遊漁船であっても漁業に従事する場合は漁船登録が必要です。当該船舶が漁船であるか否かについては、使用の目的や内容・程度等を勘案し、各都道府県知事が判断することとしています。	なし	検討に着手	制度の現状欄に記載の取り組みにより、平成30年度のプレジャーボート全国実態調査結果において、放置艇は、前回(平成26年度)の実態調査と比べ約1.7万隻(約20%)減少しており、一定の効果認められているところですが、依然として三水域全体で約7万隻の放置艇が存在しており、対策の更なる推進が必要です。このためには、港湾、河川、漁港などの水域管理者等が講じる対策の実効性をより高めていく必要があることから、国土交通省及び水産庁は、令和3年3月に「プレジャーボートの放置艇対策の今後の対応について」をとりまとめ、地域の実情等を踏まえ、効果的な対策を適宜組み合わせ、実効性の高い放置艇対策に取り組んでいるところです。引き続き、水域管理者等との間で連携を図りながら放置艇対策の更なる推進に取り組んで参ります。なお、このような対策に取り組む、今後、保管場所が十分に整備される状況になれば、同対策の効果も踏まえて、公物管理等の観点から、保管場所の確保を義務づける全国一律の制度(保管場所が適正に確保されていることを証明する制度を含む。)の必要性について検討することが可能となると考えておられ、制度化が図られる際には、自動車においては、登録の際にいわゆる車庫証明を確認することで保管場所確保の実効性を高めておられますので、プレジャーボート等の小型船舶についても、車庫証明に相当する書類を登録の際に確認するなどにより、保管場所確保の実効性を高めることについても検討して参りたいと考えております。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
1015	令和3年8月6日	令和3年9月10日	出勤簿、休暇簿及び代休管理簿の電子化	勤務時間管理等に関する以下の文書は、紙媒体及び押印により運用しており、業務遂行上非効率であるなど、様々な不具合があるため、紙媒体及び押印を廃止し、電子化して頂きたいと思っております。 ・出勤簿 ・各種休暇簿(年次休暇、特別休暇、病気休暇、介護休暇) ・振替え(代休)管理簿 ・休日の代休日指定簿	紙媒体及び押印を廃止し、電子化する利点 ・労力の削減(休暇取得について、上司の承認を受けるために、文書を携行して持ちまわる、という行為が不要となり、業務効率が向上) ・経費の削減(紙、紙を綴じる文具及び紙を保存する書庫のいずれも不要となる) ・勤務時間等管理の適正化(電子化して履歴を管理することにより文書の改ざりが困難となる) ・多様な働き方との親和性向上(勤務場所にいなくても休暇申請等の手続きが可能であり、テレワーク等との親和性が高い)	個人	防衛省	防衛省職員給与簿等規則(昭和30年防衛庁訓令第12号)押印・書面提出等の制度・慣行の見直しに伴う隊員の休暇の運用について(通知)(防人計第20267号。令和2年12月21日)隊員の休暇の運用について等の一部改正に伴う留意点について(通知)(防人計第20287号。令和2年12月21日)	現行制度下で対応可能	制度の現状欄に記載のとおりです。		
1016	令和3年8月6日	令和3年9月10日	自治体職員が法務局に行かずオンライン申請で登記事項証明の情報が得られるよう、手続き規制を緩和すべき	自治体職員が法務局に行かずに、オンラインの申請で、現行どおり無償で登記事項証明の情報が得られるよう、手続きの規制を緩和することを提案する。	コロナ下の感染防止対策のため、不要な外出や人との面会は減らす必要があり、また在宅勤務の必要性が高まっている。登記事項証明は、上質な紙に印刷していただけるが、オンラインの電子データで情報を取得できれば、紙資源の削減にもつながる。	個人	法務省	「平成30年の地方からの提案等に関する対応方針」(平成30年12月25日閣議決定)において、「電気通信回線による登記情報の提供を地方公共団体の職員が職務上利用する場合の登記手数料等の取扱いについては、官公署から管轄登記所に法令に基づく登記情報の提供依頼があった場合に、オンラインでこれを無償提供することを可能とし、2020年度から運用を開始する。」とされたところ、令和2年1月から運用を開始しております(令和2年1月10日付け法務省民二第3号で各法務局に通知済み。)	なし	対応	制度の現状欄に記載のとおりです。 なお、登記事項証明書の添付が必要な地方公共団体の手続につきましては、令和2年10月から運用を開始している国の行政機関における登記情報連携による添付の省略の状況を踏まえ、各種手続の実態等に関する調査を行った上で、地方公共団体を含む行政機関間の情報連携の仕組みの在り方について検討し、令和3年度中に結論を得ることとされています。	
1017	令和3年8月6日	令和3年9月10日	厚生労働省の統計データ利用窓口の一本化	厚生労働省の統計データ利用窓口の一本化 厚生労働省で行う統計データを二次利用でしようとする場合、申請窓口が旧厚生省の統計調査と旧労働省で行う統計調査で窓口となる係が別になっており、同じ省庁なのに縦割りになっています。 また、オーダーメイド統計の申請はこれまた別の担当になっています。 そこで、統計データの二次利用やオーダーメイド統計の窓口を一本化するべきではないでしょうか。	同じ省庁でありながら担当窓口が縦割りになっており、データを使用したい調査ごとどこが担当が調べないといけないため、もしかりに窓口が一本化された場合は、ワンストップで対応できるうえ、担当のたらい回しもなくなるのが期待できます。	個人	厚生労働省	厚生労働省では、人口・世帯、保健衛生、社会福祉、雇用、賃金、労働災害など幅広い分野で調査を行っています。これらの調査票情報を利用したい場合の相談窓口については、既に政策統括官付参事官付審査解析室に集約し、厚生労働省ホームページでその案内をしています。相談の際、申請者の方が利用したい調査を適時に案内等するには、職員側の側で、調査に対する専門的な理解が必要になることから、同室において係ごとに担当を決めて対応をしています。 具体的には、調査票情報の利用については、厚生統計、労働統計それぞれ別の係が担当しており、また、オーダーメイド集計については、これらとは別の係が担当しております。これは、①厚生労働省においては調査票情報の利用申出は年間千件を超えること、申請内容の確認については、一部を除いた大半の項目を、同室の職員が実施している関係で、職員は多くの調査方法や内容等について習熟する必要があり、調査ごとに係で分担していること、②オーダーメイド集計については、申請内容に応じ実際の集計を行うなど、調査票情報の利用とは異なる手続となることにより、それぞれ担当係を分けた対応が必要であるためです。 お電話をいただいた際には、まず、電話を取った職員が案件内容をお伺いし、その案件に応じた担当に繋ぐことで「たらいまわし」が起きないようにしております(それぞれの係の席は近く、そのような対応が可能です)。厚生系と労働系の両方や、二次利用申請とオーダーメイド申請の両方など複数でのご希望の際でも、最初の担当者において、二次利用に関する共通的な事項の説明を行うことで、次の担当者とのやり取りを少なくするよう連携をしており、申請者の方にご負担がかからないようにしております。逆にこれらの手続をひとりの担当者で対応することとなりますと、上に述べたように、件数の多さや作業の性質の違いから、かえってお待たせするようなことにもなりかねないため、難しいと考えております。 なお、今後ともご相談に対しては、丁寧な対応に努めます。	なし	その他	制度の現状欄に記載のとおりです。	
1019	令和3年8月6日	令和3年9月10日	科研費申請書をカラーで審査されるようにしてほしい	科研費申請書は現在、白黒印刷で審査されているが、カラーの申請書で審査されるようにしてほしい。	他の民間研究費申請などはほとんどカラーで審査されている。学会発表資料なども全てカラーで図表の資料を作っている。科研費申請のみ白黒のため、科研費申請の際はそのために白黒の図表を作成しなければならず、非常に無駄な手間がかかる。また審査に関しても白黒だと内容がわかりづらく、正確な審査に向かない。	個人	文部科学省	科研費の公募においては、応募資格を満たす研究者から所属研究機関を通して「研究計画調査」を提出いただき、当該書類を審査に付します。審査においては、提出された研究計画調査について文字化け等が起こらないよう処理を行い、モノクロ(グレースケール)印刷の上、冊子として審査委員に郵送し、またPDFを審査システムを介して審査委員にご覧いただけるようにしています。応募に当たり研究計画調査をカラーで作成した場合でも、冊子・PDFともにモノクロ印刷の上で審査に付されるため、印刷した際に内容が不鮮明とならないよう、作成に当たっては注意するよう研究者に周知しています。	なし	検討を予定	令和4年度公募については既に開始しており、モノクロ印刷を前提として既に研究計画調査を提出いただいているところであり、カラー印刷に変更することは困難な状況です。それ以降の公募においても、年間10万件近く提出される研究計画調査の印刷仕様を変更することは、応募・審査方法、スケジュールや審査コスト等に大きな影響を与えることになるため、応募者や審査委員への負担も考慮しながら、検討を進めて参ります。	
1020	令和3年8月6日	令和3年12月2日	法令の改正のやり方の見直し	法令の改正のやり方について「～を～に改める」のようなやり方をやめて、省令みたいに「改正前後を表で書く」やり方にする。	テレビや新聞、ネットで法令改正が話題になりますが、いざ法令改正の内容を官報でみてみたら、「～を～に改める」みたいにズラズラ書いてあって、何の事だか内容がさっぱり分かりませんでした。 そしたら、隣に掲載されてる省令っていうのを見ると、改正前後が表で書かれてて、法令よりも改正の内容がとっても分かりやすかったです。 どうして、読んで分からないようなものを官報に載せて、国民に周知してるのかいまいち分かりませんし、見る方は不便です。 たぶん法令を作ってる人も「～を～に改める」なんて、いちいち書くのも大変だと思います。 働き方改革とか話題になってますし、「～を～に改める」みたいな読んで分からない法令改正をやめて、改正前後を表で書くやり方したらどうですか？ そしたら、作る人の負担も減って残業代も減りそうですし、法令を読む私達国民も読みやすくて便利になりますよ。	個人	内閣官房内閣法制局	番号723の回答を参照してください。				

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考	
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要		
1021	令和3年8月6日	令和3年9月10日	高等教育の修学支援新制度 授業料等減免事務処理要領の合理化	「大学等における修学の支援に関する法律」に基づく「高等教育の修学支援新制度 授業料等減免事務処理要領」を合理化してほしい。具体的には次のとおり ・JASSOの給付奨学金採用通知(と払込用紙)の交付を以て、減免認定をしたとみなしてよいものとする ※又は、採用通知の中に「大学は支援区分に相当する支援を行うこと」と明記する等 ・適格認定(家計)で支援区分の変わらない学生への結果通知の省略(通年で効力発揮とみなしてよいものとする) ・支援区分が変わった学生へは、支援区分が外れていない場合もJASSOが書面通知を発行し、それと併せて払込用紙の送付で良いものとする ・継続願の廃止	JASSO給付奨学金と重複する業務については無駄と考える。 JASSO給付奨学金で既に継続願、在籍報告がある以上、これと類似の「継続願」をわざわざ提出させる必要はない。JASSO側の継続願及び在籍報告をしたことをもって、継続支援の希望をしたとみなすことで良いのではないかと。 また、一度支援を希望した学生が、あえて不利益になるように選ぶことは考え難いことから、継続願を出す必要もないと思われる。 また、JASSOの支援区分をもって、学生は同等の減免を受けられることは承知しているため、大学側の結果通知を別途定めることは業務の煩雑化につながっている。	個人	文部科学省	高等教育の修学支援新制度における給付型奨学金の実施主体は独立行政法人日本学生支援機構(以下、機構)であり、授業料等減免の実施主体は大学等となっておりますので、大学からの通知が来ない場合、学生本人は対象かどうか分からなくなってしまう可能性があります。そのため、結果通知は機構、大学からそれぞれ通知しております。ただ、授業料減免の事務においては、機構で判定した支援区分の情報を活用できるようにし、大学における事務負担の軽減にも配慮しております。 適格認定(家計)は、支援対象者全員に対して実施することになっており、支援区分が変更にならなかった場合においても、本人に対して対象となる減免期間に係る通知を行う必要があります。その結果通知が学生に届かなければ、学生は余計な不安を抱えることになるため、結果通知は必要なものと認識しております。 継続願については、授業料減免対象者が在学中に継続して減免の支援を受けようとする際に、毎年適格認定の時期に提出していただいており、オンラインでの提出も可能とし、大学等の負担軽減に努めております。	大学等における修学の支援に関する法律施行規則 等	検討を予定	引き続き大学等の負担が軽減されるように努めてまいります。		
1022	令和3年8月6日	令和3年9月10日	国立大学における研究予算の通年執行について	国立大学において、現在も、年度末に研究予算を執行できない時期があります。これを是正し、通年執行可能にして頂けると有り難いです。	国立大学では現在も、年度末に研究予算を執行できない時期が定められている場合があり、研究の円滑な遂行に多大な支障を生じています。そのような大学では3月になると大半の予算が執行できなくなるため、例えば3月に生じた装置の修理は4月以降にならないと行えなくなり、単純に考えて研究のスピードが年率換算で1/12遅くなるという事態が未だに発生しています。このような問題があるため、私の所属する国立大に対しては既に何度も通年執行の申し入れを行ったのですが、現在も全く改善されないままです。そのため、国主導にてご指導いただけますと大変助かります。	個人	文部科学省	国立大学の予算執行については各法人の学内規則等に沿って運用されており、研究費が計画的に執行されるよう、各法人で適切な執行管理を行っていることを認識しております。	なし	現行制度下で対応可能	国立大学の予算執行については、各法人の学内規則等に沿って運用されていると認識しておりますが、仮に「一定の日以降の研究費の執行を一切認めない」といった法人があった場合には、当該法人に事実確認の上、可能な限り研究者の相談に応じよう改善を促してまいります。		
1023	令和3年8月6日	令和3年9月10日	法令の条文中の漢数字表記をアラビア数字表記に置き換える改正を実施すべき	国の法令(政令、規則などを含む。)において、数の表記を漢数字からアラビア数字に置き換える改正を行うことを提案する。 あわせて、法令の公式文書における文字の方向を、縦書きから横書きに改めることを提案する。 すでに多くの自治体ではこの改正を行っているが、国の法令で改正できないのは改正の手間(費用)だけの問題ではなく、表記のルールがあるためである。そのルールが法令に関する業務を複雑なものとし、法令に対する国民の理解や活動を妨げている要素があるので、そのルール、規制を緩和あるいは撤廃すべきと考える。	条文の番号のほか、条文中に現れる単位をともなう科学や工学などの数字も漢数字で表記される。例えば建築基準法施行令は、工学に関する表記が多くあるが、漢数字表記であるところは大変読みにくい。 法令は、小説や物語ではなく、用語のルールが整った技術的な内容から成り立っている。分かりやすさを重視すべきである。 すでに大多数の自治体では、条例・規則中の漢数字をアラビア数字に置き換える改正を行っているところである。 業務で法令を説明する資料は、通常、横書きであり、資料で法令を引用する場合は、漢数字をアラビア数字に置き換えることが多い。国の法律概要を説明する資料でさえ、横書きでアラビア数字を使っている。 ウェブサイトで表示される場合は、PDFで文書化されている場合を除き、通常は横書きである。横書きではアラビア数字の方が見やすい。 漢数字表記であることで法令が分かりにくくなり、自国の法令に対する理解を妨げているとすれば、こうした表記の問題がない他国と比べたときの、能力の差につながりかねない。 提案が実現した場合、以下の効果が見込める。 ○ 法令が読みやすくなり、理解がしやすくなる。 ○ 業務で法令を扱う場合は、アラビア数字への変換が不要となるとともに、法令を理解しやすくなるので、業務がはかどる。 ○ 日本における自国の法令の読みやすさが、他国における法令の読みやすさと比べて劣る、ということにはなくなる。	個人	内閣官房内閣法制局	番号722の回答を参照してください。					
1024	令和3年8月6日	令和3年12月2日	法令の一部改正を、新旧対照表のみで施行するよう、手続きを改めるべき	法令の一部改正で、条文を連ねた「改め文」を作成するのを止め、現在、参考資料とされている新旧対照表(新旧対照表)のみによって施行することを提案する。 一部の自治体では、新旧対照表のみで条例等の改正を行うが、その他の自治体で手続きが変更できないのはルールがあるためである。そのルールが法令に関する業務を複雑なものとしているので、そのルールを撤廃すべきと考える。また改め文の廃止は、昔から受け継がれてきた手順を守らなければならないとの意見の相違があり、その点では縦割り問題にも関係している。	法令の一部を改正する法律案の条文(改め文)の用語はルールがあるので、時間をかければ改め文を作成することはできる。しかし、多くの時間をかけて作成しても、見て分かりやすいものでない。むしろ、同時に作成される新旧対照表を見た方が、改正内容が良く理解できる。 法令の改正業務は、新旧対照表で改正内容を検討整理し、改正内容が決まってから、改め文を作成することが多いのではないかと。 条文改正にあたっては、間違いが生じないよう、他の職員との読み合わせをすることも必要である。しかし、コロナへの感染防止対策のため、他職員との接触を減らす必要があり、こうした業務も減らす必要がある。改正内容をチェックしやすいのは新旧対照表である。条例等の改正は、大変時間がかかるものであり、作業は効率的に実施しなければならない。 国で改め文が廃止されないことから、多くの自治体でも改め文が廃止できないものと推察する。 提案が実現した場合、以下の効果が見込める。 ○ 法令改正にかかる事務量が大幅に減る。 ○ 国の法令改正で改め文が廃止されれば、多くの自治体でも改め文が廃止できる。そして自治体の事務量の削減につながる。 ○ 法令条文中の漢数字表記のアラビア数字への改正と同時に実施できれば、国民に法令の改正内容が分かりやすく伝わるようになる。 ○ 法改正を実施した場合、概要説明資料だけでなく、実施の法令条文の改正内容も正確に伝わるようになることが期待できる。そのことは法改正の効果を、より多く発揮することにつながる。	個人	内閣官房内閣法制局	番号723の回答を参照してください。					

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
1025	令和3年8月6日	令和3年9月10日	戦争の歴史を継承する国の施設の統廃合・再編	現在、首都東京に厚生省が所管する昭和館、しょうけい館、総務省が所管する平和祈念展示資料館の3館があるが、テーマ・展示内容が重複したり、偏っていて、戦争体験者の孫やひ孫の世代には75年前の戦争の歴史を包括的に理解しにくい。参観者の便宜を図る点からも、節税の点からも、各機能を統合し、東京には本格的な戦争資料館を設置し、分かりやすく、効率的な展示をめざすべきである。	九段下の昭和館から徒歩3分の場所にしょうけい館があるが、いずれも厚生省所管で、運営委託先は昭和館が日本遺族会、しょうけい館が(株)ムラヤマ、昭和館は「戦中の戦後の労苦」、しょうけい館は「戦傷病者の労苦」を伝えるのが目的。昭和館は国有地・国の建物で今年度の運営費は約4.7億円。しょうけい館は共同ビルの賃貸を含み約1.8億円。昭和館は入場有料(大人300円)、しょうけい館は無料。 新宿住友ビルにある平和祈念展示資料館は総務省所管で、「引揚・抑留・恩給欠格者らの労苦」がテーマで運営費は約3.8億円。運営は(株)ムラヤマに委託で、入場無料。 3館併せて10.3億円が投じられているが、21世紀の子供たちに「戦後」戦傷病者「引揚・抑留・恩給欠格」を別々に語り継ぎ、教える意味がどれほどあるか？ 原爆・空襲・沖縄戦のことや日本による加害、欧州の戦争も含めて総合的、立体的に戦争の歴史を伝え、教えるべきである。海外からの観光客などの参観にも対応できる戦争資料館・博物館に進化・発展すべきである。 3館を統合・再編して、建物は昭和館または北の丸の現・国立公文書館(永田町に移転予定)を利用すれば、運営費は大幅に削減できる。余った予算を、研究・調査、デジタル化、地方や民間の資料館などの運営支援にまわして、国全体の底上げに貢献すべき。 運営も天下りの政府職員を雇用するのでなく、志と知識のあるボランティアに極力委ね、節税と共に活性化を図る。地方自治体・民間の施設との役割分担・連携の仕方も明確にすべきである。現状は国家戦略が欠落。時代のニーズに応える歴史教育・伝承・平和創造の政策を練り上げていただきたい。	シベリア抑留者支援・記録センター	総務省 厚生労働省	【厚生労働省】 昭和館は、戦没者遺族に対する援護施策の一環として、国民が経験した戦中・戦後の国民生活上の労苦を次世代の人々に伝えていくために、厚生労働省が平成11年3月に開設した施設です。 しょうけい館は、戦傷病者及びその家族等が体験した戦中・戦後の労苦を次世代の人々に伝えていくために、厚生労働省が平成18年3月に開設した施設です。 これまで、それぞれ設立の趣旨・目的が異なる施設として運営されてきていたところですが、「強制抑留の実態調査等に関する基本方針」(平成23年8月5日閣議決定)に基づき、昭和館、しょうけい館、平和祈念展示資料館(総務省所管)において、平成27年度から3館合同での連携企画展(地方展)の実施等の連携事業を行っています。 【総務省】 平和祈念展示資料館は、旧独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律第13条第1項第1号の規定に基づき、平和祈念事業特別基金が、恩給欠格者、抑留経験者、引揚者の労苦に関して収集し、保管する資料を展示し、国民の理解を深めることにより、関係者に対し慰謝の念を示すために、平成12年11月に開設した施設です。基金解散後は、国が資料を承継し、総務省が運営しています。 「強制抑留の実態調査等に関する基本方針」において「戦中・戦後の労苦に関する資料の収集・展示を行う昭和館等の施設間の適切な連携を図る」とされており、平成27年度から、昭和館、しょうけい館(ともに厚生労働省所管)との3館合同での連携企画展(地方展)の実施等の連携事業を行っています。	【厚生労働省】 なし 【総務省】 旧独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律(昭和63年法律第66号)第13条第1項第1号 独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律(昭和63年法律第66号)第13条第1項第1号 独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律(昭和63年法律第66号)第13条第1項及び附則第2条の2第2項)	その他	【厚生労働省】 昭和館及びしょうけい館は戦没者遺族、戦傷病者とその家族の慰藉事業として検討され、それぞれの異なる労苦を将来に継承していく施設として設置された経緯があり、展示している資料もそれぞれ施設の設立目的に即して展示していることから、関係者の思いや施設の趣旨を踏まえ、統合については慎重に検討する必要があります。また、国有の建物となると昭和館への統合となりますが、それぞれの施設の機能を維持できるほどの床面積がなく、物理的にも困難であると考えます。そうした中ではありますが、制度の現状欄に記載した3館連携事業を引き続き推進するとともに、デジタル化された資料情報を横断的に検索・閲覧できる仕組みの構築等、利用者の利便性、資料の保存・管理等の観点から統一できないか引き続き検討してまいります。 【総務省】 平和祈念展示資料館は、恩給欠格者、抑留経験者、引揚者の労苦について国民の理解を深めること等により慰藉の念を示す事業を行うことを目的として法律に基づき設立された平和祈念事業特別基金が開設した経緯があり、本提案内容の実現については慎重に検討する必要があります。 3館連携事業を引き続き推進するとともに、利用者の利便性、資料の保存・管理等の観点から統一できないか引き続き検討してまいります。	
1026	令和3年8月6日	令和3年11月4日	社会保険・労働保険の電子申請義務化に際するe-Govおよびマイナポータル仕様の統一のご提案	社会保険・労働保険に関する手続きにおいては、提案理由に記載のとおり、電子申請可能な基盤として「e-Gov」および「マイナポータル」の2つの仕組みが用意されています。一方で、e-Govでしか申請できない手続き、マイナポータルでしか申請できない手続きが存在するため、各企業とシステム開発ベンダーは両方に対応する必要がありますが、余計なコストが発生しています。そこで、全ての系統について、e-Gov、マイナポータルどちらでも同様に申請できるようにすることを提案します。これを実現することで、企業およびシステムベンダーは二重投資を避けることができ、社会全体でのコスト削減を実現できると考えます。	現状で下記2つの問題点があり、これを解決することによって、各企業とシステム開発ベンダーの両方の電子申請対応にかかるコストを削減します。 1. 電子申請義務化対象の申請のうち、どちらか一方の仕組みでしか申請ができないものがあり、システム開発ベンダーは必ず両方の仕組みへの対応を迫られており、開発コストがかかっている。 具体例(一部抜粋): <マイナポータルのみ対応> ・健康保険組合 CSV形式届書総括票／電子申請 <e-Govのみ対応> ・労働保険 確定保険料の申告(継続) 2. どちらの仕組みを利用するかによって利用者から見た動作が変わる場合に、システム開発ベンダーは、やはり利用企業の要望に応えるために「e-Gov」および「マイナポータル」の両方の仕組みへの対応を迫られることとなり、開発コストがかかることになる。 具体例(一部抜粋): <マイナポータルのみ対応> ・公文書が発行される際に、1申請につき1件のメールが送信される ・・・e-Govではメールの送信はないため、業務上メールの送信を希望される場合はマイナポータルを利用する必要がある <e-Govのみ対応> ・電子申請を行った申請について、「取下げ」を電子申請で行うことができる ・・・マイナポータルでは「取下げ」が行えないため、業務上電子的に取下げを希望される場合はe-Govを利用する必要がある	株式会社 Works Human Intelligence	デジタル庁 総務省 厚生労働省 財務省	令和3年9月のデジタル庁発足により、マイナポータル及びe-Gov等の情報システムは、デジタル庁システムとして一元的に整備していくこととなりました。また、同庁における一元的なプロジェクト監理により、政府情報システムについて、プロジェクトの各段階において、予算要求前レビュー、予算要求時レビュー及び予算執行段階レビューを行い、デジタル社会形成基本法(令和3年法律第35号)に基づく重点計画、政府情報システムの管理等に関する考え方、整備方針等に沿っているか年間を通じて検証することとしています。なお、政府情報システムの管理等に関する考え方においては、申請受付機能について、独自の構築を避け、既存の共通基盤を活用することとしています。	なし	検討を予定	デジタル庁においては、マイナポータル及びe-Gov等についてデジタル庁システムとして一元的に整備・運用するものとなったことから、各府省がシステムを整備する上でも基盤となることや、他のシステムとの連携も踏まえつつ、政府方針に従って、同システムの適切な整備等を進めます。その際、マイナポータルやe-Govが民間事業者の方との連携にあたって余計なコストを要することのないよう、可能な範囲で共通化等を図ってまいります。	
1027	令和3年8月6日	令和3年9月10日	産業廃棄物多量排出事業者に係る罰則の厳格な適用等について	畜産農業に係る動物のふん尿は、産業廃棄物とされ、昔からその適正処理が大きな課題となっているが、私が担当した地域の一部を除き、他事務所でも報告が一切なされておらず、本庁も何もインシアティブを取らないありさまである。	産業廃棄物の適正処理を指導する業務に従事していた際、家畜排せつ物の苦情を多く受け、対応に尽力しました。こうした中、多量排出事業者に係る処理計画・実施状況報告制度を地元農協に案内し、これを徹底させることにより意識改革が図られ、事態が好転しました。しかし、まだまだ道半ばであり、何よりも肝心な畜産部局が後ろ向きに感じられました。多量排出事業者の処理計画に関する罰則の創設(平成23年2月4日付け環廃対発第110204004号、環廃産発第110204001号通知の記第十八3)から10年になります。制度創設の趣旨を改めて考え、国も都道府県も、環境省も農林水産省、廃棄物行政も畜産行政も、関係機関が協力して取り組むのが役所としての当然の努めです。農林水産省のホームページには「家畜排せつ法」関係が詳しく紹介されています。都道府県(畜産部局)は事業者から毎年2月末時点で飼養頭羽数の報告を受け把握されていますので、「管理基準」に基づき家畜の種類ごとの糞尿の排せつ量(統計値)を乗じることで、容易に報告対象者が把握できます。私は現役時代、これらを説明し事業者の理解を得ました。各都道府県のホームページでの公表状況を参照され、履行状況を確認してください。期待される効果 ・法律違反の解消 ・関係者の意識改革 家畜排せつ物の適正処理の重要性の再認識、順法精神の回復 ・廃棄物行政担当者の制度理解 ～糞尿問題解決の方策獲得 ・第一次産業の、補助金漬けの甘えの体質(行政も業界も)からの脱却など	個人	環境省 農林水産省	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)において、産業廃棄物を多量に排出する事業者(多量排出事業者)は、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画(処理計画)を作成して都道府県知事に提出するとともに、当該計画の実施状況について都道府県知事に報告しなければならないとされています(第12条第9項及び第10項)。また、処理計画の提出や実施状況の報告をしなかった多量排出事業者に対しては、20万円以下の過料に処するとされています(第33条第2号及び第3号)。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)	現行制度下で対応可能	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく立入検査、報告徴収又は関係行政機関への照会等を活用して違反行為の事実を把握し、その結果、犯罪行為に該当する違反行為が判明した場合には、捜査機関とも十分連携を図り、厳正に対処しています。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
1028	令和3年8月27日	令和3年12月2日	旅費の精算について	各府省で旅費マニュアルを元に出張旅費の執行をされているが、各府省や下位機関に委ねられている部分は部署によって運用が異なり、下位規則の有無を含め統制が見られない。旅費決裁の電子化がなされているが、添付すべき書類、権限の委任、記載事項が旧来のマニュアルどおりなので、運用にそぐわないと思われる。また、日額旅費が普通旅費を上回る事例も散見される。再度、各府省の申し合わせでマニュアルの改正、要すれば法改正を含めて検討してほしい。	解釈は現行のマニュアルを元に各部署ごとに委ねられており、統制がなされていない部分がある。運用中の決裁電子化にあわせて、マニュアルを改善し、国費の適正な執行、事務の効率化、各府省の統制を図るべき。	個人	内閣官房 財務省 デジタル庁	旅費業務の見直しについては、旅費業務に係るトータルコストを縮減する観点から、事務処理の合理化や、各府省においてばらつきがあったルールの一掃を図るとともに、それらを反映した旅費等内部管理業務共通システム(以下「SEABIS」という。)の改善を目的として、平成28年7月に「旅費業務の効率化に向けた改善計画」(以下「計画」という。)が取りまとめられた。この計画を基に、旅費業務の処理方法を定めた旅費業務に関する標準マニュアル(以下「標準マニュアル」という。)を平成28年12月に改定し、平成29年4月から、各府省において標準マニュアルに基づく運用が開始され、また、SEABISの改修も逐次行われたところである。また、日額旅費の標準的な取扱い(減額調整方法等)についても、標準マニュアルに基づき各府省において運用されており。	国家公務員等の旅費に関する法律	対応	平成28年の標準マニュアルの改定以降も、旅費業務の実態調査等を通じて、継続的に改善を検討しており、令和2年12月には、精算決裁時における添付書類の電子画像による取扱いの記載や、国家公務員等の旅費支給規程における別添様式(旅行命令・依頼簿、旅費請求書)における押印欄の廃止など、所要の改定を行っているところである。引き続き、SEABISの改修も含め、旅費業務の見直しに取り組んでまいります。	
1030	令和3年8月27日	令和3年11月4日	政府統計のローデータをSQLにて公開する	政府統計全般のローデータを(個人情報保護の処理は行ったうえで)SQLサーバにて公開し、広く国民がSQLを利用してデータにアクセスできるようにする。	現在の政府統計は形式がバラバラであるが、もしこれを仮にCSV等の形式としてe-Statで公開すること定めただけでは、結局中に格納する方法や書き方は省庁によってバラバラになる可能性が高く、機械による可読性が保証されない。そのため、例えばデジタル庁(仮)が政府統計用のSQLサーバを設立し、各府省で行う統計について、そのローデータ(個人情報保護の処理は行ったうえで)を世界標準に照らして合理的な方法で統一的に格納するようすれば、不合理なデータ形式での格納の可能性が排除され、かつ、広く国民が自由に新たな統計データを作成することができるようになり、文化および経済活動に貢献できると考える。また、SQLサーバにてデータの格納方法を先に定めてしまえば、各府省において個別に公開様式を検討する手間もなくなるため、ここにおいても合理性があると考える。	個人	総務省	統計を作成するために用いられる調査票情報(ローデータ)については、個人又は法人その他の団体の秘密に関するものが含まれていることが少なくありません。正確な統計を作成するためには、これらの秘密も含めて真実の内容を収集する必要がありますことから、統計法は、統計調査に従事する者等に守秘義務を課し、統計制度に対する国民の信頼を確保しているところであり、統計は、個々の識別ができないよう集計された上で提供されることとなります。なお、統計の作成又は統計的研究として、相当の公益性を有するものを行う場合には、情報保護の規律の適用を受けた上で、調査票情報の提供を受けることができる場合がありますので、御参考までに申し添えます。対して、統計表(結果表)については、「公的統計の整備に関する基本的な計画」(令和2年6月2日閣議決定)において、政府の統計データについて、各府省は、e-Statへの登録を原則とするともに、登録に当たっては機械判読可能な形式などでの掲載、特により利便性の高い統計情報データベースによるデータ提供を計画的に実施するとされています。総務省は、これまで統一されていなかった登録データの整備に必要となる考え方等について、「統計データの整備に係る基本方針」で統一し、各府省で合意したところである。今後、上記について具体化したガイドラインを定めることにより、データの登録を促進していくことを予定しております。	なし	現行制度下で対応可能	制度の現状欄に記載のとおりです。	
1033	令和3年9月2日	令和3年11月4日	土地に関して、様々な組織が管理する情報を統合して管理すべき(縦割りの解消)	土地の現状に関して主に公的機関が関する情報(登記に関する地図(公図)、国土地理院の地図、道路管理者の道路に関する地図、下水道事業者の管理する下水道の位置図など)や登記簿に記載されない裁判使用権に関する情報、土地の経緯を調べるための、旧土地台帳とその附属地図、旧耕地整理法や土地区画整理法による換地処分図に関する情報を集約し、統合して管理することを提案する。	土地の権利の確認は、まず登記記録の確認から始まる。公図は不整合のものが大変多く、実際の土地との位置関係が分かりにくいので、市販の地図などと照合しながら情報を補う作業を行うことになる。しかし、各筆の情報確認は大変難しいことがある。道路管理者がデータを有していることがあるが、そのデータは印刷してもらえないことが多い。また道路を除いて地積測量図を管理しているわけではないので精度で劣ることがある。そして、土地収用法に基づく裁判による使用権は、登記されないことから存在自体が分かりにくく、事業者を探して裁判書の情報確認が必要がある。この裁判使用権の情報も入手が難しい。現状把握が難しい場合、過去に遡る必要があるが、閉鎖公園が役に立たないことは多く、旧土地台帳附属地図や過去の換地処分図を探索する必要も出て来る。これらは保管された場所にとどり着くのに大変時間がかかる。土地については様々な課題が後送りにされており、解決に向けて様々な役所や組織が管理する情報を統合すべきである。その中で縦割り110番に提案すべき内容と考える。提案が実現した場合、地整調査を進捗させること、不法占有された公有地の状況を把握すること、未確定である境界の状態を確認すること、登記されない権利情報を確認すること、所有者不明土地の把握と権利者情報の収集、古い資料の散逸防止などに役立つ。未確定の境界は多くあり、不法占有された公有地も都市部に多くある。このために地籍調査が進捗しにくいことがある。時間をかけても地籍調査を進めるのであれば、現段階から情報をできるだけ集めて整理することは必要と考える。	個人	国土交通省 法務省	【法務省】 各官署において、所管する制度等に応じ、必要な情報を保有しているものと承知しています。 【国土交通省】 ＜国土地理院の地図＞ 国土地理院の地図(電子国土基本図)は、我が国の国土を統一した規格で表した、様々な地図のベースとなる地図であり、測量法第27条第2項に基づきインターネットでも一般の利用に供されています。 ＜道路管理者の道路に関する地図＞ 道路管理者の道路に関する地図については、道路法第28条に基づき各道路管理者がその管理する道路の台帳を調製し、保管することとなっております。 ＜下水道台帳＞ 下水道台帳については、下水道法第23条において、各下水道管理者が台帳を調製し、保管することとなっております。 また、下水道台帳もデジタル化の取組を進めております。 ＜登記簿に記載されない裁判使用権に関する情報＞ 土地収用法第47条の2第1項に基づき、都道府県に置かれる収用委員会が収用又は使用の裁判を行います。また、同法第66条第3項に基づき、裁判書は、収用委員会が起業者、土地所有者及び関係人に送達することになっており、その性質上、それ以外の者に送達はしていません。 ＜換地図＞ 土地区画整理法施行規則第12条第1項に規定する換地図は、土地区画整理法第84条第1項に基づき、事業施行期間中は施行者が事務所に備え付けておかなければならないこととなっております。また、同法第107条第2項に基づき、施行者は、換地処分公告があった場合においては、土地区画整理事業の施行により生じた施行地区内の土地の変動について、登記を申請し、又は囑託しなければならないこととされています。この場合、土地区画整理登記令第4条第2項第1号により換地計画を証する情報として換地図も併せて登記所に提供することとなっております。	測量法第27条第2項、道路法第28条、土地収用法第47条の2第1項、第66条第3項、下水道法第23条、土地区画整理法第84条第1項及び第107条第2項、土地区画整理登記令第4条第2項第1号並びに土地区画整理法施行規則第12条第1項	対応不可	【法務省】 制度の現状欄に記載のとおり、各官署において所管する制度等に応じて当該制度に係る法令の規定に基づき、必要な種類の情報を保有、公開しているものであり、法務局・地方方法務局においては、不動産登記法(平成16年法律第123号)等に基づき、不動産登記情報、地図、地図に準ずる図面、地積測量図等を保有するとともにその内容を証明書等として発行しています。 【国土交通省】 ＜国土地理院の地図＞ 制度の現状欄に記載のとおり、国土地理院の地図(電子国土基本図)はインターネットでも一般の利用に供されていますが、土地の権利に係る情報は記載されていません。 ＜道路管理者の道路に関する地図＞ 道路台帳の管理については、制度の現状欄に記載のとおりです。なお、道路台帳の図面のデジタル化について各道路管理者が必要に応じて取り組みを進めております。 ＜下水道台帳＞ 制度の現状欄に記載のとおり、下水道台帳については、「下水道台帳管理システム標準仕様(案)・導入の手引き」の改定をするなど、引き続き、台帳電子化の推進に向けて取り組んでまいります。 ＜登記簿に記載されない裁判使用権に関する情報＞ 裁判書の情報は国で保有していませんが、各都道府県において適切に管理されているものと承知しています。 ＜換地図＞ 換地図は、換地処分を行うために作成されるものであり、事業期間中は事務所に備え付けられ、利害関係者は閲覧又は謄書の請求を行うことができます。また、事業期間終了後の換地図については利害関係を有する部分に限り、一定期間、登記所での閲覧が可能である。	
1034	令和3年9月2日	令和3年11月4日	建設工事・建設コンサルタント等の入札資格審査申請書の様式見直し	建設工事及び建設コンサルタント等の入札資格審査申請書について、いわゆる方眼紙EXCELのため入力に大変手間がかかっています。地方整備局等の申請は電子化されましたが、四国では紙申請の自治体が多く、それらは国交省統一様式を準用し、さらに自治体ごとに細かな変更を行っているため、コピー＆ペーストでの作成が困難でコストと時間がかかります。国の申請ではあまり使われなくなった申請書様式ですが、国が変えてくれないと地方自治体も変えてくれません。従って、国交省の様式の方眼紙EXCEL廃止を是非ご検討ください。また、毎回フラットファイルにどして提出するのは、資源保護の点でも疑問があります。また明確な理由なく証明書の原本を求める自治体もあります。これらにかかるコストは営業経費として上乗せせざるを得ず、ひいては行政コストの膨張につながっています。電子化の推進及び、当面の措置として、国交省統一様式における、いわゆる方眼紙EXCELの廃止を切にお願い申し上げます。蛇足ですが、電子化については国のASPをベースにしたものを地方自治体でも使えるような仕組みが良いと思いますが、項目の変更ができず、システムで入力できる項目を自治体独自で「入力しないでください」と要領書で説明しているなど使いにくい面もあるようですので、入力項目の追加削除文字数などが変更しやすいものかわ求められているように感じます。	建設工事及び建設コンサルタント等の入札資格審査申請書について、いわゆる方眼紙EXCELのため入力に大変手間がかかっています。地方整備局等の申請は電子化されましたが、四国では紙申請の自治体が多く、それらは国交省統一様式を準用し、さらに自治体ごとに細かな変更を行っているため、コピー＆ペーストでの作成が困難でコストと時間がかかります。国の申請ではあまり使われなくなった申請書様式ですが、国が変えてくれないと地方自治体も変えてくれません。従って、国交省の様式の方眼紙EXCEL廃止を是非ご検討ください。また、毎回フラットファイルにどして提出するのは、資源保護の点でも疑問があります。また明確な理由なく証明書の原本を求める自治体もあります。これらにかかるコストは営業経費として上乗せせざるを得ず、ひいては行政コストの膨張につながっています。電子化の推進及び、当面の措置として、国交省統一様式における、いわゆる方眼紙EXCELの廃止を切にお願い申し上げます。蛇足ですが、電子化については国のASPをベースにしたものを地方自治体でも使えるような仕組みが良いと思いますが、項目の変更ができず、システムで入力できる項目を自治体独自で「入力しないでください」と要領書で説明しているなど使いにくい面もあるようですので、入力項目の追加削除文字数などが変更しやすいものかわ求められているように感じます。	個人	総務省 国土交通省	「国交省統一様式」というものはございません。地方公共団体における入札参加資格審査に必要な書類については、国の法令において定められているものではなく、各地方公共団体ごとに定められています。	地方公共団体の規則等	対応	地方公共団体の競争入札参加資格審査申請書について、デジタル化に適した標準様式を策定するとともに、事業者等の利便性向上を図る等の観点から、各地方公共団体の状況に応じて電子申請システムへの反映を促して参ります。	